

「釧路湿原自然再生協議会」

第26回 再生普及小委員会

平成28年1月15日

釧路湿原自然再生協議会運営事務局

釧路湿原自然再生協議会
第26回 再生普及小委員会

日時：平成28年1月15日（金）13:30～15:30

場所：釧路地方合同庁舎5階 第1会議室
（釧路市幸町10丁目3番地）

----- 議 事 次 第 -----

- 1, 開会
- 2, 議事
 - 1) 再生普及小委員会の活動報告
 - 2) 自然再生の普及のためのパンフレット作成について
 - 3) 釧路湿原自然再生協議会基金の活用方法について
 - 4) その他
- 3, 閉会

----- 配 布 資 料 -----

- ・ 議事次第
- ・ 再生普及小委員会 委員名簿
- ・ 第26回再生普及小委員会 出席者名簿
- ・ 第26回再生普及小委員会 資料
- ・ 第3期釧路湿原自然再生普及行動計画
- ・ 第25回再生普及小委員会ニュースレター
意見・要望アンケート用紙

釧路湿原自然再生協議会
再生普及小委員会 委員名簿

計:65名

■個人(26名)

(敬称略、五十音順)

No.	氏 名	所 属
1	石 岡 透	
2	伊 藤 毅	上智大学
3	甲 斐 田 直 子	筑波大学システム情報系 (社会工学域)
4	金 子 正 美	酪農学園大学 環境システム学部 地域環境学科 教授
5	神 戸 忠 勝	
6	君 塚 孝 一	(有)自然文化創舎
7	木 村 勲	
8	小 松 繁 樹	
9	貞 國 利 夫	釧路市立博物館
10	清 水 信 彦	
11	白 谷 和 明	平和システム研究所 調査研究員
12	新 庄 久 志	釧路国際ウェットランドセンター技術委員長(環境ファシリテーター)
13	杉 澤 拓 男	
14	高 嶋 八 千 代	
15	高 橋 昭	
16	高 橋 忠 一	
17	竹 中 康 進	
18	橋 利 器	トラウトフォーラム会員
19	橋 治 國	特定非営利活動法人 水圏環境科学研究所 理事長
20	鶴 間 秀 典	
21	中 村 太 士	北海道大学大学院 農学研究院 教授
22	平 岡 俊 一	北海道教育大学教育学部釧路校 准教授
23	蛭 田 眞 一	北海道教育大学釧路校 教授
24	松 本 文 雄	
25	矢 吹 哲 夫	酪農学園大学 環境システム学部 生命環境学科 教授
26	吉 村 暢 彦	北海道大学環境科学院

■団体(24名)

(敬称略、五十音順)

No.	団体/機関名	代表者名
1	阿寒国際ツルセンター (グルス)	主任解説員 川瀬 幸
2	NPO法人環境把握推進ネットワーク-PEG	代表 照井 滋晴
3	釧路観光連盟	会長 佐藤 悦夫
4	釧路国際ウェットランドセンター	理事長 蝦名 大也
5	釧路自然保護協会	会長 神田 房行
6	釧路湿原国立公園ボランティアレンジャーの会	代表幹事 山岸 彬
7	釧路湿原国立公園連絡協議会	会長 蝦名 大也
8	釧路シャケの会	会長 小杉 和寛
9	釧路武佐の森の会	会長 大西 英一
10	こどもエコクラブくしろ	近藤 一燈美
11	公益財団法人日本鳥類保護連盟釧路支部	支部長 小柳 慶吾
12	公益財団法人日本野鳥の会 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ	チーフレンジャー 原田 修
13	公益財団法人北海道環境財団	理事長 小林 三樹
14	さっぽろ自然調査館	代表 渡辺 修

No.	団体/機関名	代表者名
15	特定非営利活動法人 タンチョウ保護研究グループ	理事長 百瀬 邦和
16	塘路ネイチャーセンター	センター長 鷺見 祐将
17	独立行政法人 土木研究所寒地土木研究所 水環境保全チーム	上席研究員 平井 康幸
18	特定非営利活動法人 EnVision環境保全事務所	理事長 赤松 里香
19	特定非営利活動法人 くしろ・わっと	理事長 小林 友幸
20	特定非営利活動法人 鶴居タンチョウ元亀村	理事 佐藤 吉人
21	特定非営利活動法人 トラストサルン釧路	理事長 黒澤 信道
22	北海道標茶高等学校	校長 生田 仁志
23	北海道プロフェッショナルフィッシングガイド協会	会長 テディ 齋藤
24	ボランティアネットワークチャレンジ隊	代表 佐竹 直子

■ オブザーバー (5団体)

(敬称略)

No.	団体/機関名	代表者名
1	釧路商工会議所	会頭 栗林 定正
2	釧路町商工会	会長 中嶋 嘉昭
3	標茶町商工会	会長 田中 進
4	弟子屈町商工会	会長 桐木 茂雄
5	鶴居村商工会	会長 大津 泰則

■ 関係行政機関 (10機関)

(敬称略)

No.	団体/機関名	代表者名
1	国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部	部長 数土 勉
2	環境省 釧路自然環境事務所	所長 西山 理行
3	林野庁 北海道森林管理局	局長 黒川 正美
4	北海道 釧路総合振興局	局長 田辺 利信
5	北海道教育庁 釧路教育局	局長 宇田 賢治
6	釧路市	市長 蝦名 大也
7	釧路町	町長 佐藤 廣高
8	標茶町	町長 池田 裕二
9	弟子屈町	町長 徳永 哲雄
10	鶴居村	村長 大石 正行

「釧路湿原自然再生協議会」

第26回 再生普及小委員会

資 料

平成28年1月15日

釧路湿原自然再生協議会運営事務局

目 次

【再生普及小委員会の活動報告】

資料 1－1	再生普及行動計画オフィス取組み報告	…	1
1	行動計画の進行管理、活動支援	…	1
2	情報発信・普及活動の拡充	…	4
3	自然再生事業の現地見学会	…	5
・	「ワンダグリンダ・プロジェクト 2015」応募状況	…	9
資料 1－2	「再生普及推進のための連携チーム」活動報告	…	1 3
別紙	釧路湿原自然再生普及行動計画ホームページ http://heco-spc.or.jp/kushiro/ 掲載（案）	…	1 4
資料 1－3	「湿原学習のための学校支援ワーキンググループ」の取組み報告	…	1 7

【自然再生の普及のためのパンフレット作成について】

資料 2	自然再生の普及のためのパンフレット作成について	…	1 8
・	（仮）釧路湿原自然再生ガイドブック ～湿原とともに暮らす未来のために～	…	1 9

【釧路湿原自然再生協議会基金の活用方法について】

資料 3	釧路湿原自然再生基金の活用方法について（案）	…	5 1
	～「地域の自然再生活動」への感謝状及び活動支援金の贈呈について～		
・	<参考> 基金活用に関するその他のアイデアについて	…	5 2

【その他】

参考資料 1	「再生普及推進のための連携チーム」の設置について	…	5 3
参考資料 2	「再生普及推進のための連携チーム」の取組み課題	…	5 4
参考資料 3	「湿原学習のための学校支援ワーキンググループ」の設置について	…	5 5
参考資料 4	「湿原学習のための学校支援ワーキンググループ」の取組み課題	…	5 6
参考資料 5	釧路湿原自然再生協議会設置要綱	…	5 7
参考資料 6	釧路湿原自然再生協議会基金運用細則	…	6 1

再生普及行動計画オフィス取組み報告

事務局として以下の取組みを実施した。

1 行動計画の進行管理、活動支援

行動計画の進行管理、参加者の活動支援、活性化に向けた取り組みを行う。

■ワンダグリンド・プロジェクト 2014 活動報告書の作成、配布

■ワンダグリンド・プロジェクト 2015 の進捗把握、活動支援

- ・イベント、パネル展での紹介
- ・メールニュースでの活動情報発信
- ・活動の場の提供、イベントでの支援

○辻野正氏

「ヨシの葉っぱでバッタを作ろう」 & 「ペーパークラフトでエゾ赤ガエルを作ろう」

日時：平成 27 年 8 月 9 日（日）

会場：茅沼憩の家

内容：草バッタ、紙細工を主体とする辻野氏の自然保護活動を紹介し親睦を図った

参加人数：18 名（上智大学学生 16 名、教員 2 名）



○上智大学

「ワンダグリンドプレゼンテーション」

日時：平成 27 年 8 月 10 日（月）10：30～12：30

会場：釧路湿原野生生物保護センター視聴覚室

内容：釧路湿原における自然、環境保全の取り組みについて学習成果を発表

地元の方と意見交換。

参加人数：25 名（ワンダグリンド参加者等 7 名、学生 16 名、教員 2 名）



○きらっと 23 の会「釧路湿原学習会」

日時：平成 27 年 8 月 20 日（木）10：30～12：30

会場：釧路湿原野生生物保護センター

内容：釧路湿原国立公園について、希少な野生生物の保護について、釧路湿原自然再生事業における市民参加の取り組みについて学習

参加人数：19 名

○いきいき女性講座

日時：平成 27 年 8 月 28 日（金）13：00～14：30

会場：野生生物保護センター

内容：釧路湿原国立公園について、釧路湿原自然再生事業における市民参加の取組みについて学習

参加人数：35 名

○釧路湿原国立公園ボランティアレンジャー（1 名）、釧路湿原川レンジャー（3 名）、個人（2 名）

「第 2 回釧路湿原・アンザリ湿原研修交流会」

日時：平成 27 年 9 月 11 日 13：00～16：20

会場：釧路市生涯学習センターまなぼとと幣舞 601 号室

内容：アンザリ湿原と活動の紹介、釧路湿原視察で学んだ事に関する質疑応答等

参加人数：35 名



○企業組合ウェルフェアグループ 社員研修（湿原学習）

日時：平成 27 年 10 月 9 日（金）

会場：釧路湿原野生生物保護センター

内容：釧路湿原国立公園について、希少な野生生物の保護について、釧路湿原自然再生事業における市民参加の取組みについて学習

参加人数：54 名

○北海道阿寒高等学校 地域巡検（湿原学習）

日時：平成 27 年 10 月 21 日（水）

会場：釧路湿原野生生物保護センター展示室

内容：釧路湿原国立公園について、希少な野生生物の保護について、釧路湿原自然再生事業における市民参加の取組みについて学習

参加人数：24 名



■ワンダグリンド・プロジェクト 2015 登録証の発行

■ワンダグリンド・プロジェクトポケットティッシュの配布

■フィールドワークショップの実施

第15回フィールドワークショップ

「マングローブ林のように水に浮かぶハンノキ林を訪ねて」～チルワツナイ川～

【実施日時】2015年7月15日（水）

【実施場所】鶴居村

【参加者数】20名

【実施内容】チルワツナイ川にて網の目状に蛇行しながら湿原内を流下し、上流から流れ込む土砂などの流入や堆積を制御する様子と、そこで涵養されるハンノキ林などを観察した。

【案内人】新庄久志氏

【アンケート回答（抜粋）】

- ・とても楽しい時間を過ごす事が出来ました。新庄先生の説明はとてもわかり易く、川の上流～下流に移動する事によって変化する川の透明度や植生の変化が手に取るようにわかり大変勉強になりました。
- ・子供に戻り、ワイルドに草をかき分け湿原を歩くのはストレス解消になりました。初めての事でとても楽しかったです。地方から来鉦される方に、鉦路の良い所を答えられず恥ずかしく思っていましたがこの体験をぜひ話したいと思います。
- ・湿原を探検しているワクワク感が有り、楽しいひと時でした。新庄先生の解説が解り易く川の表情の変化や植物の様子、地質の様子が少し理解出来、もっと湿原の事を知りたくなりました。まずは体験する事が大切と知りました。
- ・湿原の奥深くまで入る事が出来、良く湿原を知る事が出来ました。
- ・自然の蛇行を身近に体験出来た事は貴重な事でした。本当に楽しいひと時でした。
- ・川の中を歩く体験はなかなか出来ないのとても貴重で楽しい体験でした。みんなで食べたドーナツ、美味しかったです。



<第16回フィールドワークショップ実施予定>

「ハンノキは生きている！」土砂の堆積とハンノキの不思議な関係を探ってみよう～雪裡川～

・実施予定日：2016年2月3日（水）

※荒天時は2月10日（水）へ順延

2 情報発信・普及活動の拡充

■メールニュースの配信、掲示

ワンダグリンダ参加者の活動紹介などを概ね月2回配信中

■市町村広報誌、新聞などメディアへの情報提供、記事掲載

イベントごとに働きかける

■イベントへの出展、パネル展

○シルバーシティ石神井南館「釧路湿原自然再生パネル展」～釧路湿原と北国の自然～

日時：平成27年8月1日（土）～31日（月）

会場：シルバーシティ石神井南館ギャラリー―「あと・いず」

（東京都練馬区関町東1丁目15番12号）

内容：自然再生事業紹介パネル展示、釧路湿原写真展示



○シルバーシティ石神井南館講演会

日時：平成27年8月2日（日）

会場：シルバーシティ石神井南館

講師：菊地義勝氏（釧路国際ウェットランドセンター事務局長）

内容：第1部 「釧路湿原：北国の自然と生活」

第2部 「釧路湿原：北海道の自然と湿原の魅力」



○釧路生涯学習フェスティバルまなトピア 2015

日時：平成27年11月7日（土）～8日（日）

会場：釧路市生涯学習センターまなぼつと幣舞 705号室

内容：釧路湿原流域航空写真展、釧路湿原自然再生事業紹介パネル展、ペーパークラフト体験

参加人数：235名



3 自然再生事業の現地見学会

自然再生事業地周辺の住民を主な対象として、自然再生事業について理解を深めていただくための現場見学会を他の小委員会と連携して開催した。開催状況は以下のとおり。

■各小委員会主催イベント

○幌呂湿原再生事業現地見学会

【実施日時】平成27年8月4日（火）

【実施場所】鶴居村下幌呂

【対象】一般

【参加者数】16名

【実施内容】「幌呂地区湿原再生」カ所の見学と、湿原を代表する植物であるヨシの移植体験

【主催】湿原再生小委員会（釧路開発建設部治水課）

【アンケート回答（抜粋）】

- ・今後年数を経なければ成功するか判らないが第一歩だと思う
- ・泥炭の状況を初めて知る事ができた
- ・平成24年、25年のヨシ再生が見られて良かった
- ・もう少しヨシを植える時間が欲しい



○達古武森林再生事業現地見学会

【実施日時】平成27年8月9日（日）

【実施場所】釧路町達古武

【対象】達古武オートキャンプ場宿泊者

【参加者数】

【実施内容】森林再生現場を歩き、達古武の森に関するクイズを出題しながら自然林と人口林の違い等について紹介。地表性昆虫の調査

【主催】森林再生小委員会（環境省釧路自然環境事務所）

【アンケート回答（抜粋）】

- ・たくさんの動植物の生態を知る事が出来た
- ・環境省の事業を理解出来た
- ・方針をどのように決めているのかなど自然再生の方法を知りたい
- ・50円で楽しく昆虫や植物を観察出来た



○久著呂川土砂流入事業現地見学会

【実施日時】平成 27 年 8 月 19 日（水）9：00～16：30

【実施場所】久著呂川上流部から湿原流入部

【対象】一般

【参加者数】11 名

【実施内容】久著呂川流域を上流、中流、下流の順で巡るツアー。上流部では景観を楽しんで頂き、中流下流ではそれぞれの現状の調査や取り組みの確認を行った

【主催】土砂流入小委員会（釧路建設管理部治水課）

【アンケート回答（抜粋）】

- ・底生生物のモニタリングを通して再生事業が確実に進んでいる事を感じた
- ・川の中に入って珍しい体験が出来た
- ・スタッフの説明が解り易い。ルート図、水生昆虫の基本等十分な資料
- ・水生昆虫の観察時、上流部では 20 種以上確認されたが下流では種数が少なかったことから今後の回復を見て行きたい



○達古武湖湿原再生事業現場見学会

【実施日時】平成 27 年 8 月 22 日（土）

【実施場所】釧路町達古武湖

【対象】独身男女

【参加者数】21 名

【実施内容】カヌーを使つてのヒシ刈りや湖畔でのヨガ体験を通じて達古武湖の現状を知ってもらい、自然再生を体験しながら仲間作りや出会いの場にしてもらう事を目的に実施した

【主催】湿原再生小委員会（環境省釧路自然環境事務所）

【アンケート回答（抜粋）】

- ・ドローンで見ると意外と刈り取れていて、昨年・一昨年の部分に他の水草が生えていると聞いて、今年場所もそうなりと良いなと思った
- ・自然再生につながると直に感じた。結構採ったつもりだったのに、あまり採れていなかったのは驚いた



○茅沼旧川復元現地見学会

【実施日時】平成27年9月30(水)

【実施場所】標茶町茅沼

【対象】一般

【参加者数】16名

【実施内容】釧路川(下オソベツ樋門～茅沼カヌーポート)をゴムボートで下りながら事業説明等を行い、湿原らしい環境が戻りつつある蛇行復元区間を見ていただきました。

【主催】旧川復元小委員会(釧路開発建設部治水課)

【アンケート回答(抜粋)】

- ・解説が解り易く、事業の趣旨が理解出来た
- ・旧川の復元状況を川の上より直に感じる事が出来た
- ・釧路湿原の自然再生にとっても興味を持った
- ・現地見学会の数を増やして多くの市民にこの活動を知って欲しいと思う



(参考)

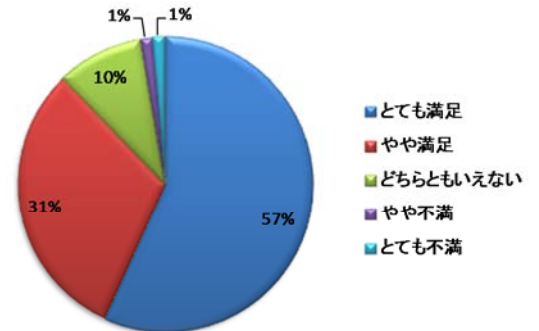
ワンダグリンド・プロジェクト参加団体が行っている自然再生の取組(一覧)

	開催日	イベント名	主催
1	7月11日(土)	タンチョウの冬の食事場所をつくろう	鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ
2	7月11日(土)	釧路湿原国立公園クリーンデー	釧路湿原国立公園連絡協議会
3	7月12日(日)	みんなで調べる復元河川の環境・2015 夏	釧路国際ウェットランドセンター
4	7月26日(日)	外来生物ウチダザリガニの捕獲体験	釧路湿原ボランティアレンジャーの会 &こどもエコクラブくしろ
5	8月16日(日)	ザリガニウォッチング	釧路湿原国立公園連絡協議会 温根内ビジターセンター
6	9月5日(土)	カヌーDE清掃 in 達古武湖	環境コンサルタント株式会社 &釧路町達古武オートキャンプ場
7	9月13日(日)	みんなで調べる復元河川の環境・2015 秋	釧路国際ウェットランドセンター

■各小委員会主催イベントアンケート結果

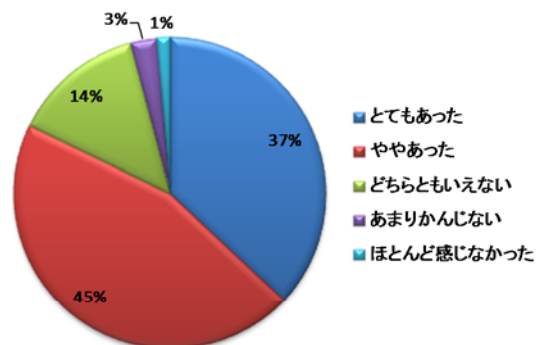
■今日の活動のご感想をお聞かせ下さい

	梶呂	久著呂	茅沼	達古武 朝の散歩	達古武 ヒシコン	
とても満足	5	10	10	9	8	42件
やや満足	5	1	5	1	11	23件
どちらともいえない	4			1	2	7件
やや不満	1					1件
とても不満	1					1件
参加人数	16	11	15	11	21	74件



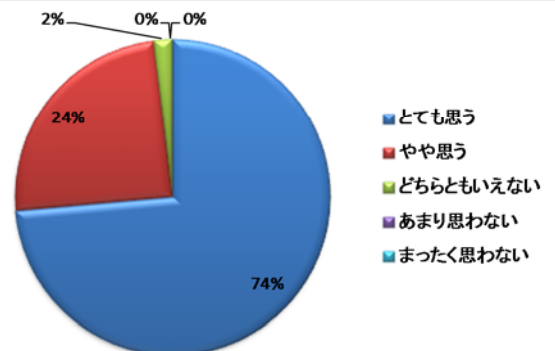
■今日の活動が釧路湿原の自然再生につながったという実感がありますか？

	梶呂	久著呂	茅沼	達古武 朝の散歩	達古武 ヒシコン	
とてもあった	4	6	4	4	9	27件
ややあった	8	4	7	5	10	34件
どちらともいえない	3	1	3	2	1	10件
あまりかんじない	1				1	2件
ほとんど感じなかった			1			1件
参加人数	16	11	15	11	21	74件



■釧路湿原の保全や再生に今後とも関わって行きたいと思いますか？

	梶呂	久著呂	茅沼	達古武 朝の散歩	
とても思う	14	11	10	4	39件
やや思う	2		5	6	13件
どちらともいえない				1	1件
あまり思わない					0件
まったく思わない					0件
参加人数	16	11	15	11	53件



「ワンダグリンド・プロジェクト 2015」応募状況

1 取組み数について

2015 年度当初は 56 団体（個人）／75 取組み（協議会含む）でスタートし、新たに 4 団体 6 取組みが加わった。
その結果 2015 年 1 月現在の取組み数は以下のとおり。

（１）総数：60 団体（個人）／81 取組み（協議会含む）

（２）追加された団体（個人）、取組み

①団 体 名：上智大学社会とエコロジー “リバーズ”

取組内容：釧路湿原で自然環境保全の取組みを学び、学習成果を発表します

②団 体 名：田中空撮

取組内容：湿原を撮影し動画を紹介します。

③団 体 名：NPO 法人霧多布湿原ナショナルトラスト

取組内容：霧多布湿原の保全活動を通して、人との交流を深め湿原のファンを増やします

④団 体 名：『やちラボ』

取組内容：①釧路湿原の旬の自然情報をワンダグリンド事務局に届けます。②釧路湿原の魅力を地元の人々や観光客に伝えます。③釧路湿原に生息する「やちぼうず」の魅力を PR します

2 「ワンダグリンド・プロジェクト 2015」応募状況（一覧）

N O	氏名・団体名	取組み概要	取組み時期・回数	N O	新規 or 継続
1	愛国幸恵町内会	釧路湿原や町内会周辺の身近な自然の写真や『ワンダグリンド☆ニュース』を町内会で回覧します	毎月1回	1	継続
2	アトリエ「アリス」	釧路湿原などの自然を含む釧路地域の素晴らしさを描くことによってアピールする	通年	2	継続
		釧路に自生する植物を使ったアート作品の制作と発表	通年	3	継続
		釧路川周辺の清掃活動を実施します	通年	4	継続
3	イオン釧路店チアーズクラブ	環境学習	毎月1回を基本に年間10回程度	5	継続
4	イオン釧路昭和店チアーズクラブ	地域と自然環境について学んでいます	毎月1～2回程度	6	継続
5	伊勢 志郎	釧路湿原国立公園内の施設に来園記念の折鶴を提供しています。また、たんちょう釧路空港や丹頂鶴関連の施設にも提供しています。	通年	7	継続
6	一般財団法人釧路市民文化振興財団 (釧路市生涯学習センター)	～いきいき女性講座～ 「キラコタン岬とコッタロ湿原展望台から釧路湿原を眺めよう」	5月～10月全13回の中で実施 7/3(金)予定	8	継続
	一般財団法人釧路市民文化振興財団 (釧路市生涯学習センター)	～ふるさと講座～ 湿原ホテル講座「釧路湿原の夜の隠れた風物詩を探ろう」	5月～12月・5講座11回の中で実施 7/22(水)予定	9	継続
		～釧路学教養講座～ 「釧路湿原を訪ねて～キラコタン岬と自然再生地～」	5月～12月全15回の中で実施 8/8(土)予定	10	継続
		～まなぼつとわくわく体験隊～ 「森とあそぼう 2015」(達古武で自然再生を考える調査体験)	5月～1月全13回の中で実施 9/5(土)予定	11	継続
7	(NPO)美しい村・鶴居村観光協会	タンチョウ、湿原による環境のPR及び「湿原マップ」の販売を行います	通年	12	新規
8	(株)FMくしろ	放送を通じて、湿原の植物や昆虫、動物、歴史などをわかりやすく楽しく発信します	毎週金曜日 11:10～放送	13	継続

9	大八木英雄	放置された釣糸の回収や清掃活動、達古武湖でのヒシ刈りを行います。また釧路湿原を歩いていて気付いた事を報告します	通年	14	新規
10	お菓子司 二幸	「湿原まんじゅう」を販売します	通年	15	継続
11	カヌープロ	カヌーを通じ自然の素晴らしさや釧路湿原の大切さを伝えます	5月1日～10月31日	16	継続
12	川口 秀人	湿原の様子を写真に収め、カレンダーにして掲示します	毎月	17	継続
13	環境コンサルタント株式会社	達古武湖でカヌー清掃&ヒシ料理試食会を実施します	8～9月に1回予定	18	継続
14	環境省釧路自然環境事務所	自然再生事業を行っている達古武湖にて、市民体験調査会を行います	年2回会	19	継続
15	(NPO)環境把握推進ネットワーク～PEG	釧路湿原に生息する希少動物や外来動植物に関する、学習会や講演会の実施	2～3回	20	継続
16	喜多島 麻鈴	コンサートを通じて湿原をPRします		21	継続
17	(NPO)霧多布湿原ナショナルトラスト	霧多布湿原の保全活動を通して、人との交流を深め湿原ファンを増やします	通年	22	新規
18	釧路国際ウェットランドセンター	釧路川蛇行復元現場周辺の環境調査を地域の人々と一緒にを行います	初夏と秋に各1回	23	継続
		湿地・生物多様性に係わる途上国の行政官等を対象とした湿地保全やワイズユースに関する研修を実施します(JICAより委託)	湿地保全に関する研修: 5月～7月,エコツーリズムに関する研修:9月～10月	24	継続
		ホームページ等による釧路湿原の情報発信(日本語・英語)	ホームページ:随時更新	25	継続
19	釧路自然解説員	「自然再生解説員」により釧路湿原や自然再生事業の取り組みを細岡展望台を訪れる観光客を対象にわかりやすく解説します	5月、7月、9月に実施予定	26	継続
20	釧路湿原 MTB クラブ	釧路湿原周辺の林道ツーリングを行います	月2回	27	継続
21	釧路湿原川レンジャー	釧路湿原や釧路川の観察活動および環境学習を通じて良好な河川環境の維持に努めます	6月、8月、9月、1月の計4回実施予定	28	継続
22	釧路湿原国立公園ボランティアレンジャーの会	クリーンウォークの実施	4月～11月 5回	29	継続
		ウチダザリガニ駆除調査	6月～10月 5回	30	継続
		温根内木道定点解説	7月～9月 3回	31	継続
23	釧路湿原国立公園連絡協議会	釧路湿原に関する情報を自然情報誌、ガイドマップ、ホームページなどで提供します	未定	32	継続
		温根内ビジターセンターと塘路湖エコミュージアムセンターで自然ふれあい行事を実施します。また来訪者に自然解説や情報提供を行います	未定	33	継続
		釧路湿原こどもレンジャー活動を実施します	未定	34	継続
		釧路湿原国立公園クリーンデーを実施します	未定	35	継続
24	釧路湿原自然再生協議会	釧路湿原自然再生協議会や各委員会の情報を発信します(会議公開、HP、ニューズレター発行)		36	継続
		学習会や講演会などを行います		37	継続
		市民参加の見学会を実施します		38	継続
		パネル展などを実施します		39	継続
		視察・研修などを受入れます		40	継続
		自然再生に関わる資料を発刊します		41	継続

25	釧路湿原全国車いすマラソン大会実行委員会	釧路湿原全国車いすマラソン大会を開催します	年 1 回	42	継続
26	釧路湿原マラソン実行委員会	釧路湿原マラソンを通じて湿原の美しさを参加者に伝えます	7 月 26 日(日)開催	43	継続
27	釧路市立博物館	釧路湿原に関わる調査を行い、企画展示や観察会、講演会などで湿原の魅力を伝えます	随時	44	新規
28	釧路シャケの会	シャケの稚魚の里親募集と放流式を実施します		45	継続
29	釧路短期大学	湿原をとりまく地域食材を使用した学生考案の「咲くサクッキー」を釧路全日空ホテルと連携して販売し湿原自然再生い還元します	通年	46	継続
30	釧路走ろう会	釧路湿原マラソン大会をはじめ、練習会や個人で湿原の魅力を感じ爽やかな汗を流しながら走る仲間を募っています	随時	47	継続
31	釧路ボタニカルアートの会	釧路湿原の植物を描きます		48	継続
32	(株)釧路マーシュ&リバー	釧路川カヌーツーリングや釧路湿原ネイチャーウォークなどの実施、釧路湿原の様子を画像発信するなど、全国そして全世界へ釧路湿原の魅力をお伝えします	通年	49	継続
33	(NPO)釧路湿原やちの会	釧路湿原の聖域キラコタン岬入口周辺の外来植物オオワダチソウの駆除を行います	5/23(土)予定	50	継続
34	こどもエコクラブくしろ	釧路湿原における特定外来生物の調査・防除活動	6 月～10 月／5 回	51	継続
35	小荷田 行男	釧路湿原とその周辺域の植物生態・自然史・鳥類生態の調査研究	年 2 回	52	継続
36	木幡 弥乃莉	『ファンダグリンダ☆ニュース』、ポスターやチラシなどのイラストを作成します	メールニュース: 月 2 回程度 その他随時	53	継続
37	一般社団法人釧路観光コンベンション協会	釧路湿原をはじめ釧路市の観光情報を発信します	随時	54	新規
38	沢田建設株式会社	釧路湿原近郊の清掃活動(ごみ拾い)をします	6 月～7 月に 1 回、10 月～11 月に 1 回	55	継続
39	品田 忠	木の枝の作品作りや展示、木工教室を通し湿原からの水の大切さを伝えます	通年	56	継続
40	上智大学 社会とエコロジー“リバーズ”	釧路湿原を軸に河川の環境保全、野生動物の保護活動などの取り組みを学ぶ	年 1 回(8 月)夏季フィールドゼミとして	57	新規
41	市立釧路図書館 指定管理者株式会社図書館流通センター	釧路湿原に関する情報提供及び、関連講座や展示を通じた湿原の紹介をします	不定期年 1 回程度	58	継続
42	シルバーシティときわ台ヒルズ	釧路湿原を学ぶ自然文化講座を実施します	年 1 回	59	継続
43	太平洋総合コンサルタント株式会社	標茶高校における体験型の環境教育の実施(野外での水質調査、生物調査を通して身近な環境を楽しみながら学ぶ)	9 月～11 月の中で 2～4 回程度	60	継続
44	タクツパ(ペンネーム)	道東の自然や地名をアイヌ語で紹介します	通年	61	継続
45	竹中 康進	「羽幌みんなでつくる自然空間協議会」によるビオトープづくりの取り組みを紹介します	随時	62	継続
46	田中空撮	湿原を撮影し、動画で紹介します	年 4～5 回	63	新規
47	(NPO)タンチョウ保護研究グループ	タンチョウの保護に関する教育普及活動を行います	随時	64	継続
48	辻野 正	釧路湿原の生き物の生態を紙細工で紹介します。その他作成指導や実演、完成品や作成キットの無料配布や展示を行います	随時 年間 20 回程度	65	継続
49	(株)鶴居村振興公社 鶴居村どさんこ牧場	北海道和種馬(通称どさんこ)による釧路湿原国立公園を含む地域でのホーストレッキングで多くの方々に地域の自然を楽しんで頂きます	通年	66	新規
50	(NPO)トラストサルン釧路	ナショナルトラスト地の環境保全作業にボランティアの方と共に取組み、湿原やトラスト地の観察会を行います	5 月～11 月 5～6 回ほど	67	継続
51	(株)日専連釧路	「日専連釧路フィッシャーマンズカード」利用額の一部を釧路湿原国立公園連絡協議会を通じて子供達の野外活動で役立つものを寄付します	通年	68	継続

52	西村 孝広	釣りの自警活動の一環として釣り場周辺の清掃活動を行います	通年	69	継続
		オオハンゴンソウの駆除活動を行います	6、7 月頃	70	継続
53	(公財)日本野鳥の会 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ	タンチョウの冬季自然採食地の整備、普及教育、生息環境調査を行います		71	継続
54	ボーイスカウト釧路第6団カブ隊	自然観察や自然体験を実施します	通年	72	継続
55	北海道阿寒高等学校	「地域巡検」を実施し、釧路湿原の学習を中心にすえ自然の大切さを体験学習します	9 月	73	継続
56	(NPO)北海道フィッシャーズ協会	釣りをとおして釧路川・湿原を知っていただく活動	4 月中旬から 5 月初旬、9 月中旬から 12 月初旬	74	継続
57	ミュージックサロン・タジマ	カラオケ発表会を通して湿原のPRや募金活動を行う	年 2 回	75	継続
58	『やちラボ』	釧路湿原の旬の自然情報をワンダグリンド事務局に届けます	通年	76	新規
		釧路湿原の魅力を地元の人々や観光客に伝えます	通年	77	新規
		釧路湿原に生息する「やちぼうず」の魅力を PR します	通年	78	新規
59	酪農学園大学 環境地球科学研究室	釧路湿原における物質循環についての研究	5 月～11 月まで月 1 回の観測	79	継続
60	林野庁 北海道森林管理局 釧路湿原森林ふれあい推進センター	シラトロ湖上流の立枯れ被害にあった森林で市民参加型の自然再生事業を行います	年 5 回	80	継続
		自然再生事業地の広葉樹の種子から育成した苗木を 3 年程度預かって育てて頂いています	通年	81	継続
60 団体・個人/81 取組み					
	施設名	広報支援			
1	かもめ市場	ワンダグリンドニュースの掲示、ポスター掲示	通年		新規
2	釧路市民活動センターわっと	ワンダグリンドニュースの掲示、イベントポスター、チラシ掲示	通年		新規
3	釧路町温水プール	ワンダグリンドニュースの掲示、イベントポスター、チラシ掲示	通年		新規
4	釧路町地産地消センターロ・パザール	イベントポスター、チラシ	通年		新規
5	釧路町総合体育館	ワンダグリンドニュースの掲示、イベントポスター、チラシ	通年		新規
6	達古武オートキャンプ場	ワンダグリンドニュースの掲示、イベントポスター、チラシ	通年		新規
7	細岡ビクターズラウンジ	ワンダグリンドニュースの掲示、イベントポスター、チラシ	通年		新規
8	標茶町郷土館	ワンダグリンドニュースの掲示、イベントポスター、チラシ	通年		新規
9	豊文堂書店北大通店	ワンダグリンドニュースの掲示、イベントポスター、チラシ掲示	通年		新規
10	企業組合ウェルフェアグループ	ワンダグリンドニュースの掲示、イベントポスター、チラシ掲示	通年		新規
10 施設					

3 ワンダグリンド・プロジェクト 2015 活動報告とりまとめについて

年明けより、登録者に対して以下の情報をご報告いただく。

- ①各実施日時 ②各参加者数 ③各実施内容等 (100 文字程度) ④写真 ⑤WEB サイト URL、SNS 等
⑥その他活動報告資料、報道掲載物等

「再生普及推進のための連携チーム」活動報告

1. 自然再生の普及のための効果的な情報発信(行動計画 3-2 関係)

- 再生普及小委員会で制作を予定する、釧路湿原の生態系サービスや自然再生を普及するためのツール（パンフレット、パネル等）の作成方針を検討する。
- ・パンフレットの構成案を作成（詳細は、議事 2 で報告）

2. 自然再生の環境教育への活用促進(行動計画 3-2 関係)

- 各小委員会による自然再生の環境教育への活用予定、実施状況を毎年度把握し、成果と課題を共有する。
- ・各小委員会の活動状況の情報を共有

3. 自然再生への地域・市民の参加の促進(行動計画 3-3 関係)

- 各小委員会による自然再生への参加機会づくりや地域・市民によるモニタリング、現地見学会等の事業計画を収集（情報提供を要請）、集約・共有し、協議会としてまとめて情報発信していく。
- ・各小委員会の現地見学会等の情報を集約・共有し、HP やチラシ等で情報を発信
- 各小委員会の担当分野における、地域・民間主導による自然再生または自然再生に資する活動（＝いわゆる「小さな自然再生」に相当する活動）に関する事例を収集（情報提供を要請）し、ワンダグリンダ・プロジェクトへの参加等を促していく。
- ・「標茶西地区農地・水保全隊」他 2 団体の活動を取材。HP に掲載予定（別紙）

4. その他

- 釧路湿原自然再生協議会基金の具体的な運営体制を検討する。
- ・基金の活用方法を検討（議事 3 で報告）

■農家が守る流域の環境(標茶西地区農地・水保全隊)

標茶町南標茶地区の釧路川及びオソベツ川流域は、国策による道東の食糧生産基地化の中で 1969 年頃から湿原を開拓して農地が拓かれました。元々泥炭地だった草地は地盤が下がって水気が多く大雨で水に浸かるなど、農作業をするうえで様々な障害がありました。その後、自然保護団体に農地から土砂が出て湿原に流れ入っていると指摘され、議論の末に、川の流路に流れてきた砂を貯めるための「沈砂池」をつくり、湿原に土砂を入れないための対策を導入することになりました。そして、2002～2008 年の国営総合農地防災事業で、排水路の整備や暗渠による農地改良とともに、大小 7 箇所の沈砂池を設置しました。この農地や排水路を維持管理していくために、2008 年に地元の農家が集まって「標茶西地区農地・水保全隊」を設立し、町と連携して沈砂池に貯まる砂の汲み上げや排水路の雑木の除去などの管理を行っています。

沈砂池には土砂が流れ込んで埋まっていくので、その機能を維持するためには定期的に汲み上げなければなりません。オソベツ川水系には 4 つの沈砂池が設置されていますが、2014 年は上流から二つ目にある、最大規模のクニクンナイ排水路の沈砂池の土砂を組み上げました。その量は 10 t ダンプ 70 台分にもなります。雨の多い年は 1 年で、そうでなくとも 2 年程度でこの量が貯まりますが、沈砂池がなければこれが湿原に流れ込んでいたことになります。組み上げた砂は 1 年間寝かせて水を抜き、農地に戻します。

設置時には農業用トラクターで作業できると考えていたのですが、実際には地盤がぬかるむのでロングアームの大型のショベルカーで作業しなければならませんでした。また、作業するには土嚢で水路を付け替えるなどの作業も必要で 1 回 100 万円以上のお金がかかり、毎年 1 箇所くらいしか実施できません。国、北海道、町からの補助により経費を確保していますが、7 箇所の沈砂池の管理に加えて水路の雑木除去や作業道の草刈りなども行っており、農家の負担は小さなものではありません。

調査によれば、実は土砂の多くは農地から出ているものではないそうです。7 本の排水路のうち山から出てくる 3 本に大量の土砂が貯まり、他の 4 本にはあまり貯まらないといいます。それでも、地域をよくしていこうという農家のみなさんの思いが活動を支えています。代表の佐久間三男さんは、「農地防災事業のときも自然保護団体などから反対されたが、そのときの約束を守ってきた」と語ります。

現在、保全隊には現在 30 戸の農家が参加しています。こうした農家による沈砂池の自主管理は、道外では水田の例はあるようですが牧草地では例がなく、行政やメディアなどからも注目され、取材や視察も受けています。沈砂池の管理などに加え、毎年地元の小学生と共同で川の生きもの調査も実施しており、地域ぐるみの活動となっています。(2015 年 4 月 17 日取材)



写真 1 クニクンナイ排水路の沈砂池



写真 2 汲み上げられたダンプ 70 台分の土砂

■釧路湿原自然再生プロジェクト(北海道立標茶高等学校)

標茶高校は 255ha の敷地内の農場や山林を生かし、農業を基盤に自然環境や食品製造・流通等の特色ある教育で知られています。その一つに、農業クラブによる「釧路湿原自然再生プロジェクト」があります。

標茶町は酪農地帯であるとともに、釧路湿原の 44.6% をカバーし、酪農振興と湿原の環境保全の両立は古くから重要なテーマです。このため、釧路湿原の植物による水質浄化能力を用いた酪農排水浄化と地域の動植物の調査研究・情報発信を柱に 2002 年から取組みを開始しました。

まず、湿原に自生する植物を採取し、地元ベンチャー企業の協力を得て廃プラスチック素材に植え付けて汚水処理能力を調べることからはじめ、北海道開発局の協力による実際の農業排水路でのフィールド試験、北大の専門家のアドバイスを受けたペットボトルを浸かったミニ河川環境の浄化実験等を経て「標茶高校式水質浄化システム」を開発します。この成果を活かして、2009 年から校内の小川に、上流から沈砂池、オオカサスゲの浄化ゾーン、脱窒湿地を造成し、実用化に向けて効果や運用の問題点などを調べています。平行して、2006 年には中国訪問、2010 年には同校での全国高校生サミットの運営等、情報発信や交流にも力を入れてきました。

2015 年は「自然との共生」をテーマに 15 人で活動しています。「自然を守るためには、まず自分たちが知り、楽しみ、学び、伝えていくことが必要」、との考え方に基づき、調査や実体験を重視した活動を展開してきました。ここ数年は、造成したミニ湿原を拠点に生物調査を実施しており、これまでに昆虫 360 種、植物 100 種、さらに 80 種のキノコを確認し、標本や写真で記録してきました。また、エゾシカやリスの骨格標本の作成にも取り組み、内蔵処理やなめし革の作成、角の装飾品への加工等を通して人と野生生物の関係を考えています。さらに、生徒自身による環境教育活動として、毎年標茶小学校 3 年生を対象とする自然体験学習会を企画運営しているほか、今年度ははじめて 5 年生の「地域の環境」の授業を指導しました。

こうした活動は JICA 研修の訪問団や高文連の研究発表大会等で発表し、他校からも大きな反響をよんでいます。

8 月に取材で訪問した時には、3 年生の小渡君、堀江さん、2 年生の川崎さんがパワーポイントで活動を説明し、担当の瀬川先生、カナダから短期留学で滞在していたブレット君とともに、ミニ湿原から水源地までのフィールドを案内していただきました。途中、小川の上流には牧草地があり、ここからの糞尿などに含まれる窒素やリンの流出状況を調べています。地域産業と湿原の関係を実際にフィールドで調べ、自らこどもたちや全国、海外にも伝えるという、高校生離れしたスケールの活動の一端に触れることができました。（2015 年 8 月 31 日取材）



写真 1：菌類調査の成果

写真 2：ミニ湿原で生物調査

写真 3：フィールドを案内してくれた、右から小渡君、堀江さん、カナダからの留学生ブレット君、川崎さん

■人と森に優しい森林生産(鶴居村森林組合)

鶴居村はその全域が釧路湿原の上流にあり、面積の 64%は森林です。鶴居村森林組合は、その半分に相当する 190 ㎥の民有林を管理しています。そこでは、湿原の上流での森づくりのあり方を考え、2010 年から林業先進国であるオーストリアの技術を独自に取り入れ、国内でも先進的な森林管理が行われています。門間孝厳参事に現場を見せていただきました。

ここでは、ドイツで使われている「将来木施業」という技術を使って木を育てています。成長のいい木を選んで直径 70cm ほどになるまで育てるために、7～10 年間隔で周りの木を間伐して空間を広げていきます。北海道では平坦な森が多く、沢筋に道を作って直接重機で森に入って木を切ることが多いのですが、ここでは等高線沿いに約 100m 間隔で引いた作業道から、伐った木をトラクターにつけた 120m のウィンチで引き上げます。この方法は、切り倒したあとに周囲の木を傷つけないためにウィンチに架ける前に枝払いの作業が必要ですが、重機で森を踏まないで地面を痛めません。道まで引き上げた木は、ユンボにつけたプロセッサという機械で、注文のあった長さにその場でカットします。

作業道の断面を見ると中央が屋根型に盛り上がり作られ、山側には側溝が掘られて間隔を空けてパイプで谷側に排水する構造になっています。この道は、雨が降るとぬかるむ森の表土（黒ボク土）を剥ぎ、その下にある雨水が染みこむ砂質土を踏み固めてつくります。こうすることで雨が降っても水が道路方向に流れず両脇に出ていくので、砂利を敷いていないにもかかわらず路面が先掘されません。道が壊れなければ土砂は流出せず、森を荒らさないとともに維持管理の負担を減らすことができます。

こうした技術は日本では学べないので、職員を繰り返しオーストリアに派遣するとともに現地のフォレスターを招いてトレーニングを重ね、ほぼ独学で習得したそうです。施業技術だけではなく、視認性がよくチェーンソーにも耐える輸入品の作業服等を導入するなど安全管理にも投資し、現場も土日休業の働きやすい勤務体系としています。全体で 11 人という小所帯ですが、こうした勤務環境を確保することで道外からの転入者も含めて 20 代の職員が複数働き、活気のある職場となっています。

工場では主にオガ粉を生産していますが、ペレット燃料も少量生産しており、私たち再生普及行動計画オフィスも冬の暖房源として使用しています。雨で現場の作業ができないときには薪も製造し、比較的安価に販売できるので村外からの購入が多いそうです。

「森林組合は人の財産を預かる仕事。手間をかけても丁寧にやらなければならない」。門間さんの言葉には林業人の誇りが宿り、タンチョウや酪農だけではない、鶴居村の「元気」を感じます。

(2015 年 9 月 1 日取材)



写真 1
重機を森に入れずに間伐



写真 2 中央を屋根型に
盛り上げた作業道



写真 3
若い女性が働く現場

「湿原学習のための学校支援ワーキンググループ」の取組み報告

1. 湿原を題材とした学習素材の収集、活用の促進

- 湿原を題材とした、学校現場で活用可能な学習素材をとりまとめて情報発信を行うとともに、効果的な支援方策を検討する。

- ・ 釧路市立鶴野小学校における学習素材の活用例のとりまとめ
- ・ とりまとめた活用例を実践する際に必要な写真資料等の収集（植物、昆虫の写真素材）

※今後、WEB サイトに掲載を行う予定。



2. 自然再生の学校教育への活用促進

- 自然再生事業地を学習素材としたモデル授業の検討を行う。

- ・ 土砂流入対策実施現場（久著呂川）の現地見学会の開催
10月25日 WG 構成員 7 名参加
久著呂川自然河川部での河畔の状況、流速、底生生物調査
土砂流入対策事業地での浸食状況、事業地の観察
標茶高校釧路湿原再生プロジェクトの取り組みを知る（座学）
軍馬山（標茶高校内）でのフィールドワーク
- ・ 教員への情報発信のあり方について検討、とりまとめ案の作成



※引き続き、フィールドを活用した実践（モデル授業）に向けた調整を行う予定。

3. 学校教員の関心喚起、湿原の教育的な価値の普及

- フィールドを活用した教員研修を教育委員会と連携して企画、実施するとともに、湿原に関係する各種情報、現地見学会やモニタリング等の自然再生への参加機会等の情報を教員に届ける仕組みを検討する。

- ・ 釧路管内高等学校環境教育部会と連携した教員研修講座の実施
10月26日 高校教員 14 名参加
久著呂川自然河川部での河畔の状況、流速、底生生物調査
土砂流入対策事業地での浸食状況、事業地の観察
幌呂地区湿原再生事業地でのフィールドワーク
- ・ WEB サイトの修正、教員研修講座実施内容等の資料掲載



※今後、WG について紹介したチラシを作成し配布する予定。

自然再生の普及のためのパンフレット作成について

1. 背景と目的

- 全体構想（第5章7. 自然再生の普及と環境教育の促進）（1）現況と課題）において、湿原の経済・社会的価値が流域の人々に具体的なイメージとして伝わっておらず、自然再生の意義が必ずしも十分に共有されていないこと、及び、自然再生の具体的な実施状況や成果が地域に十分に知られていないことが課題として示された。
- このため、釧路湿原の経済・社会的な価値が流域の多様な立場の人々に普及し、地域の資産を維持する手段としての自然再生に共感が得られ、その実施状況に多くの人が関心を持ち、知られている状況を目指すことが方針として示された。

2. 取組概要

- 釧路湿原の価値（社会・経済面を含む）、現状、自然再生の必要性、実施状況等について、住民向けにわかりやすく発信するためのパンフレットを協議会として作成する。
- パンフレットは、見学会他、協議会構成員による地元での説明の機会等に活用し、さまざまな機会や手法をとおして自然再生に関する流域とのコミュニケーションを進める。

3. スケジュール案

2015年	7月24日	第1回推進連携チーム会合（方針を検討）
	10月～	各小委事務局の情報集約
	12月4日	第2回推進連携チーム会合（構成案を検討）
2016年	1月15日	第26回再生普及小委員会で構成案を検討
<以下、予定>		
	～3月	事務局で案（第1稿）を作成
	5月頃	第3回推進連携チーム会合で検討
	6月頃	第27回再生普及小委員会で検討
	7月頃	印刷・完成

<内容案>

- 【p2-3】 ■釧路湿原とは？ ■開発と保全の歴史 ■湿原の恵み
- 【p4-5】 ■釧路湿原の今
- 【6-7】 ■釧路湿原自然再生の考え方と仕組み
- 【8】 湿原再生 ■幌呂地区（鶴居村）
- 【9】 湿原再生 ■広里地区（釧路町）
- 【10】 湿原再生 ■達古武湖の再生（釧路町）
- 【11】 水循環 ■釧路湿原流域の水循環
- 【12-13】 旧川復元 ■茅沼地区（標茶町）
- 【14】 森林再生 ■雷別地区（標茶町）
- 【15】 森林再生 ■達古武地区（釧路町）
- 【16~17】 土砂流入 ■久著呂川（標茶町・鶴居村）
- 【18-19】 ■地域で取り組む自然再生
- 【20-21】 ■自然再生から地域づくりへ
- 【22-23】 ■市民が参加する自然再生
- 【24】 裏表紙

【p1（表紙）】

（仮）

釧路湿原自然再生ガイドブック
～湿原とともに暮らす未来のために～

2016年 月

釧路湿原自然再生協議会

※ 蛇行河川等釧路湿原を象徴する写真を大きく扱いデザイン組み

全体共通事項

- ※ 自然再生事業のニーズ、どこで何をしようとしているのかをコンパクトに伝える。
- ※ 現地見学会や学校（中学生程度）で使うことを念頭に、できるだけ専門用語を使わない。
- ※ 写真や図表は見栄えのするものを用い、文章は最小限にとどめる。
- ※ 本文は横書き 2 or 3 段組、見開き 2 ページで 1500～1600 文字程度におさめる。
- ※ 同じ項立てで写真と図表を中心とするパネルを作成・転用することを想定する。

実施計画紹介ページ（p8～17）

- ※ 各事務局提供資料を基に作成予定（以下の内容を想定）
 - ① 実施計画に基づく再生事業の概要及び目標
 - ② これまでの主な成果・今後の予定
 - ③ 写真（複数枚）
 - ④ 再生サイトの位置及びサイトの全貌がわかる図面
 - ⑤ 実施計画名・実施者名

■ 釧路湿原とは

釧路湿原は、釧路川に沿って広がる日本最大の湿原です。現在の面積は約 258 km²で、ハンノキが散在するヨシ原（低層湿原）とミズゴケ類の湿原（高層湿原）及びその中を大きく蛇行して流れる大小の河川と湖沼からなります。他に類を見ない広大な湿原景観とともに、タンチョウやオジロワシ、キタサンショウウオ、イトウなどの貴重な野生生物の生息地として知られ、特別天然記念物（1967 年）、ラムサール条約（1980 年）、国立公園（1987 年）に指定されるなど、古くからその自然の価値が評価されてきました。

遠い昔、ここは海でした。6000 年前頃から海面が下がり、そこに土砂や泥炭などがたまって湿原が成長し、3000 年前頃に今の姿になったとされています。このため、湿原周辺部では貝塚などが出土し、先住民の海辺の暮らしを知ることができます。

釧路川の流域は、釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村にまたがり、これら 5 市町村には現在約 22 万人が住んでいます。釧路湿原はその下流部に位置し、周囲は低い丘陵の山林と美しい酪農景観が広がり、南部で市街地と接しています。古くからこの地の暮らしは湿原と隣り合わせで、開発と保全、人の暮らしとの接点の物語があります。



■ 開発と保全の歴史

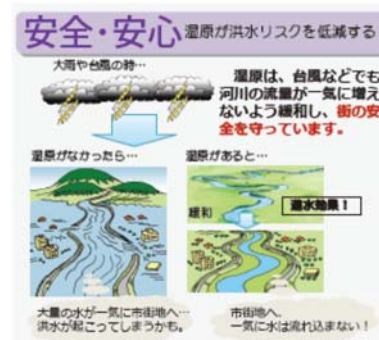
古くからこの地の暮らしは湿原と隣り合わせで、そこには開発と保全、人と自然との接点の物語があります。19 世紀末以降の流域への入植と開発は、たび重なる水害に苦しめられましたが、20 世紀初頭から各所で河川の流路切り替えや直線化が始まり、湿原南部の市街地の拡大や戦後の食料不足の解消を目的とした国の施策による農地開発などにより、「不毛の大地」とされていた湿原周辺の開発が拡大しました。一方で、1924 年には絶滅したとみられていたタンチョウが鶴居村で発見され、67 年には国の特別天然記念物に指定されます。71 年には北海道自然保護協会釧路支部（現、釧路自然保護協会）が発足し、72 年には釧路市立博物館による 5 年間の総合調査報告がまとめられ、はじめて釧路湿原全体の状況が科学的に明らかとなりました。開発と自然保護を巡る経済界と自然保護関係者の長い議論の末に、73 年に釧路地方開発促進期成会・釧路湿原特別対策委員会から「釧路湿原の将来」と題して、「自然保護優先の原則」など、開発と自然保護に関する 3 つの基本原則が定められました。その後、80 年にラムサール条約に登録、87 年に国立公園に指定され、その自然の価値が国内的にも国際的にも認められて現在に至ります。

■ 湿原の恵み

かつて湿原は耕作にも居住にも向かない不毛な土地と見なされていましたが、近年、人間はそのような自然からもたくさんの恩恵（「生態系サービス」と言います）を受けていることがわかってきました。釧路湿原も私たちに次のような恵みをもたらしています。これらはほんの一例で、他にもいろいろな価値があります。釧路湿原が損なわれていくことは、長い時間をかけてこのような「資産」を失っていくことを意味します。

■ 洪水を調節する防災機能

大雨の時に遊水池として働き、川の増水を遅らせて下流の釧路市や釧路町を洪水から守ります。



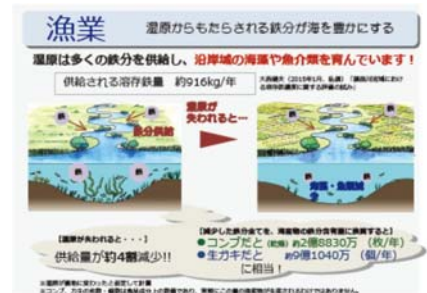
■ 水質浄化機能

湿原の植物は生活排水や農業排水に含まれる窒素やリンなどを吸収・分解します。釧路湿原全体で毎年約 195 万人分の窒素・リンを処理する能力があり、それは下水処理費約 858 億円に相当します。



■ 鉄分の供給による沿岸の漁業への貢献

湿原から海に運ばれる大量の鉄分は沿岸の海藻や魚介類の栄養となります。釧路湿原が無くなると、その供給量は約 4 割減少すると見られています。



■ 炭酸ガスを吸収し炭素を固定する機能

植物は光合成により地球温暖化の原因となる空気中の炭酸ガス吸収し、酸素を出します。湿原の植物が吸収した炭素は泥炭となって毎年約 1mm ずつ堆積し、地中に長期間固定されます。釧路湿原は毎年約 8600 世帯の排出量に相当する約 45000 トンの炭酸ガスを吸収しています。



■ 野生動植物の生息・生育環境の提供

特別天然記念物であるタンチョウやキタサンショウウオ、国内最大の淡水魚イトウなどの希少生物を含め、約 2000 種の野生生物に生息・生育の場を提供しています。渡り鳥の中継地としても重要な役割を果たしています。



■ 観光資源としての経済的価値

アンケート調査によれば、釧路市を訪れる観光客の半数は釧路湿原に魅力を感じており、釧路市の観光消費額 211 億円（2009 年）に大きく貢献していると考えられます。近年は外国人観光客も増え、雄大な自然が世界から来訪者を集めています。



■釧路湿原の今

約 6000 年かけて形作られた釧路湿原は、この先も自然の働きによりゆるやかに変化し続けていくはずでした。しかし、過去数十年の流域の人間活動の影響により、次のように質的にも量的にも急激な変化が起きています。

■ 湿原面積の減少

戦後、食糧増産に向けて農地造成が進み、流入河川に沿って広がっていた湿原は徐々に農地に変わって行きました。また、湿原南部では都市化に伴い、埋立てによる市街地や道路用地への転用が進みました。その結果、釧路湿原の面積は 2010 年までの 60 年間で約 2 割消失しました。



■ 丘陵地の森林の減少

流域では明治初期から森林施業が行われ、戦後も人工林の造林や農地開発などにより自然林は減少しています。皆伐による荒廃地の出現や管理されていない作業用の道路などから土砂の流出が進んだほか、湿原の重要な水源でもある湧水への影響が心配されています。



■ 土砂の堆積とハンノキ林の増加

森林の減少に加え、農地開発や治水のために河川が直線化されたことで、河床や河岸の浸食が進んで土砂が湿原に流入し、ヨシやスゲ類の湿原が徐々に陸地となってハンノキ林が広がりました。ハンノキ林はタンチョウが飛び立つときの障害となり、拡大すると採餌や繁殖への影響が考えられます。

写真： 直線水路の写真

写真： 洪水時の濁流（久著呂川）

写真： ハンノキ林

■ 野生生物の変化

湿原や森林環境の劣化は、キタサンショウウオやイトウなどの希少な野生生物の生息環境を脅かしています。また、近年改善されつつありますが、生活排水や家畜排泄物の流入により湖沼の栄養分が過剰となり、水生生物の種数の減少や景観の変化を引き起こしています。一方で、アメリカミンク、ウチダザリガニ、オオハンゴンソウなどの外来生物が広く湿原内に生息しています。爆発的に増えたエゾシカによる採食や踏み荒らしもいたるところで見られます。



このような変化が重なり、釧路湿原の自然環境はさまざまに悪化し、その特徴でもある風景・景観が変わりつつあります。このまま進むと釧路湿原の恵みはどんどん損なわれてしまいますから、人為的な環境変化をくい止めなければなりません。釧路湿原の自然再生はこのような理由ではじまりました。

図： 文献(b)p58 の図を湿原の絵を使って表現（上記説明と組み合わせて見開きでレイアウトする）

【6-7】

■ 釧路湿原自然再生の考え方と仕組み

■ 自然再生の目標

釧路湿原をその国際的な価値が認められたラムサール条約登録（1980 年）前の姿に戻すことが自然再生の目標のひとつのイメージです。

タンチョウやシマフクロウ、イトウがすむ豊かな生命のつながり、森から海にいたる自然の幸、美味しい飲み水、雨が降っても濁らない水辺、感動的な湿原景観・・・豊かな恵みを受けながら人々が暮らし、こどもたちが遊び、学び、育つ・・・流域がそんな環境を取り戻すには 50 年、100 年という時間がかかるでしょう。その実現に向けてたくさんの人たちが協力して動き出すこと自体がめざす姿です。

■ 10 の原則

長期間かけて壮大な目標を実現するために、自然再生は次のような原則に基づき進めます。

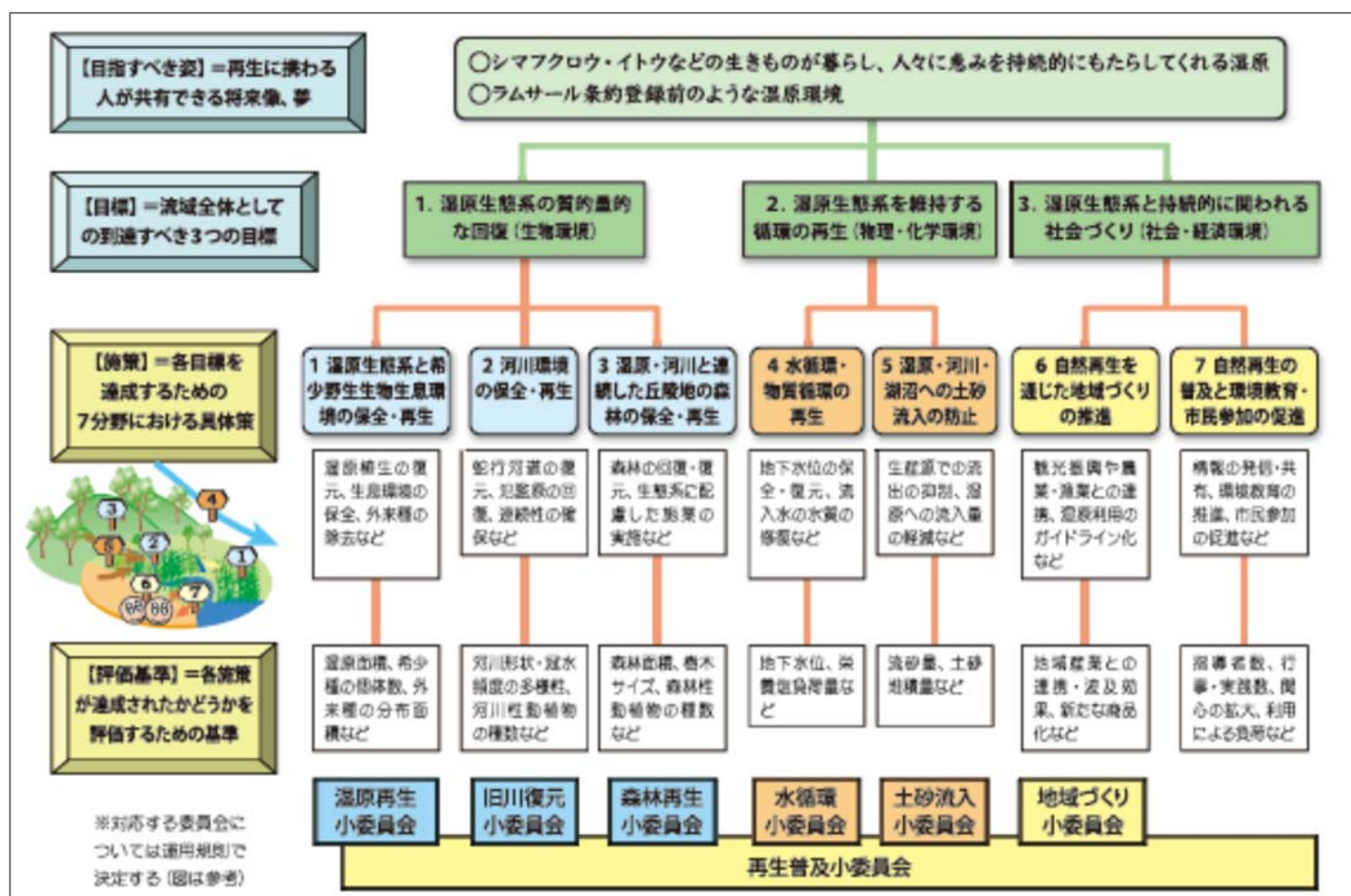
- 1 流域全体の自然のつながりを考える（流域視点）
- 2 できるだけ自然の復元力を生かす（受動的再生）
- 3 現状を科学的に把握する（科学的評価）
- 4 長期的な視野で具体的な目標を設定する（明確な目標設定）
- 5 事業結果を検証し柔軟に取組みを修正する（順応的管理）
- 6 自然に戻すために人間の力による修復も行う（自然の保全・復元と修復）
- 7 地域の産業・暮らしと両立させ地域づくりに貢献する（地域産業・治水との両立）
- 8 地域の人々が参加し地域の将来とともに考える（多様な主体の参加）
- 9 情報を公開したくさんの人たちの意見を取り入れる（情報共有）
- 10 湿原の自然や地域の産業や暮らしの関わりを学ぶ（環境教育の推進）

■ 3 つの分野・7 つの取組み

次のような構成で自然再生を進めます。それぞれの具体的なプロジェクト実施箇所や内容は 8～17 ページのとおりです。

- 1 湿原の自然の回復
 - ① 希少な野生生物が生息できる湿原の環境の保全・再生
 - ・湿原植生の復元、野生生物生息環境の保全、外来種の駆除など
 - ② 河川環境の保全・再生
 - ・直線化された河川の蛇行の復元、河川本来の氾濫や河畔林の回復など
 - ③ 湿原・河川周辺の丘陵の森林の保全・再生
 - ・良好な森林の保全、森林の再生、環境に配慮した林業など
- 2 湿原を維持する水や物質の健全な循環の再生
 - ④ 水循環・物質循環の再生
 - ・流域の水循環の仕組みの解明、流入する水の水質改善など
 - ⑤ 湿原・河川・湖沼への土砂流入対策
 - ・土砂発生源での流出対策、湿原への土砂流入の軽減対策など
- 3 湿原と継続的に関わる社会づくり
 - ⑥ 自然再生をとおした地域づくり

- ・観光や農業・漁業との連携、湿原の利用についてのルールづくりなど
- ⑦ 自然再生の普及と環境教育・市民参加
 - ・情報発信、学校・地域での環境学習支援、自然再生への市民参加機会づくりなど



自然再生を進める仕組み

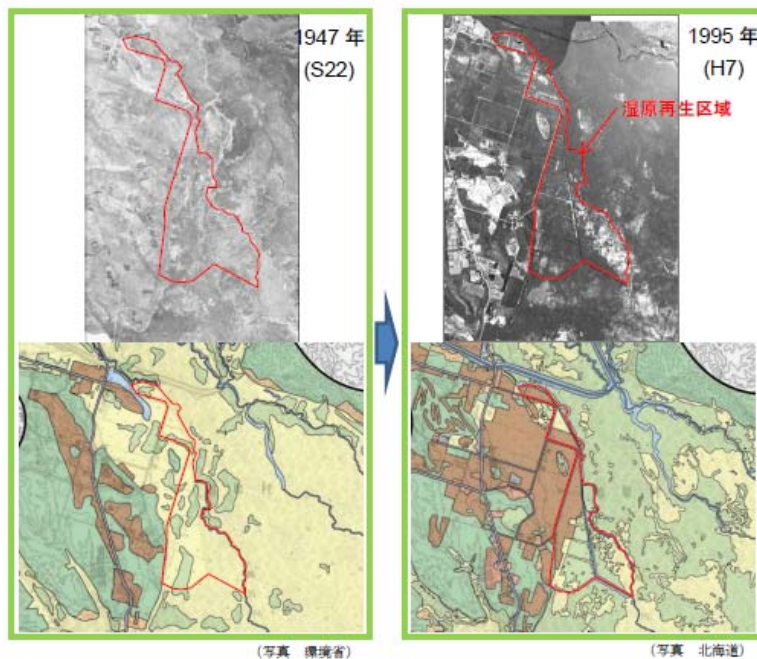
釧路湿原自然再生協議会は自然再生推進法に基づき 2005 年に設立されました。2016 年 3 月末現在●●団体・個人が参加し、分野ごとに 7 つの小委員会を設置して活動しています。

図： 協議会構成員の属性円グラフ
写真： 協議会会場写真

■目的

鶴居村幌呂地区は、1970年代から幌呂川の流路切り替えや排水路の整備が行われ、農地の整備が進められました。これにより湿原周縁部では、大雨などによる氾濫や冠水が減り、地下水位が低下することで乾燥化が進み、湿原面積が減少するとともに、ヨシスゲ湿原だったところにハンノキ林が成長し、湿原の景観が変わってしまいました。また、牧草であるクサヨシが広がっているほか、乾燥した場所に生えるオオアワダチソウなどの外来植物が入り込み、湿原の中心部に広がろうとしています。

そこで、農地と湿原の間にある現在は利用されていない土地を地下水位を上げることで湿原に戻すとともにハンノキの成長を抑え、湿原と丘陵や農地との緩衝帯を回復して湿原面積と植生を回復し、湿原景観を復元していきます。



図：幌呂地区の植生の変化

幌呂湿原植生図凡例	
ハンノキ林	緑色
ササ干林	茶色
山地林	濃緑色
ヨシスゲ湿原	黄色
ササ湿原	オレンジ色
畑地	茶色
田圃	灰色
池田	赤色
沼田	紫色
開墾地	青色

■事業内容

※ 右図に下図を適宜分解しを矢印・吹出等でつないで説明。

A.農地と湿原の間の区域 →

① 地盤を掘り下げて湿原を再生します。

B.丘陵地と湿原の間の区域 →

② 未利用排水路を埋め戻して地下水位を回復し、ハンノキを弱らせて湿原を再生します。

C.乾燥化により近年ハンノキ林の成長が著しい湿原 →

③ ①②の効果を検証し、対策を検討していきます。

④ 湿原再生により農地や丘陵地との境界にホザキシモツケなどの湿性植物を密生させ、外来種の侵入を抑制します。





■これまでの成果

2011 年度に策定した実施計画に基づき、2012 年度に ■ ha、2013 年度に 1.0ha の規模で、20～60cm の深さで地盤の掘り下げを行い、残土を利用して未利用排水路の埋め戻しを行いました。実施後は湿原植生の回復状況を確認するとともに、オオアワダチソウなどの外来種の復活状況に応じて再度地盤の切り下げを行うなど、科学的な評価に基づき事業を進めています。

2013 年度からは毎年現地見学会を開催し、地元や流域の住民によるハシノキ調査などのモニタリングやヨシの移植作業などを実施しています。**(※H27 年度事業等の状況を必要に応じて追加)**

■より詳しい情報は

幌呂地区湿原再生実施計画 [検索]
湿原再生小委員会 [検索]

■事業実施者

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部
〒085-8551 釧路市幸町 10 丁目 3 番地 ☎0154-24-7250 (治水課)

■目的

釧路湿原南東部の広里地区は、ハンノキ林と未利用となった旧農地が広がっています。対象とする地区には、排水路、外来種（牧草）が残る旧農地（70ha）、急拡大したハンノキ林（110ha）など、この半世紀の典型的な湿原の変化の姿を見ることができます。ここでは、ハンノキ林が急拡大した要因を解明するとともに、旧農地を 1960 年代以前の湿原の姿に戻すことを目標に手法を検討しています。



■事業内容

※右図に矢印・吹出等でつないで説明

① 旧農地区域の湿原への再生

旧雪裡川の分断や農地造成により低下した地下水位を隣接する畑などに影響を与えない方法で回復するための手法を検討します。（地盤掘り下げの有効性の検討、遮水壁（注）設置の検討など）

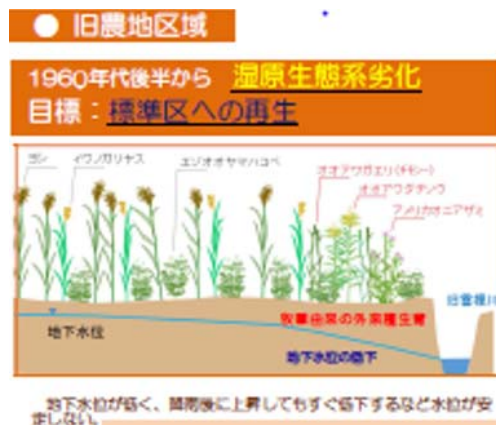
② ハンノキ林対策

1970 年代頃のハンノキ林の急速な拡大した原因の解明のための調査、実験を行います。（伐採試験、模擬燃焼実験など）

③ 野生生物調査と配慮

野生生物の詳細な生息調査を実施するとともに、事業による環境影響を回避するための配慮を徹底します。（植生調査時のタンチョウへの影響を考慮した高所作業車による観察・指示。雪氷を利用した凍結時の重機搬入など）



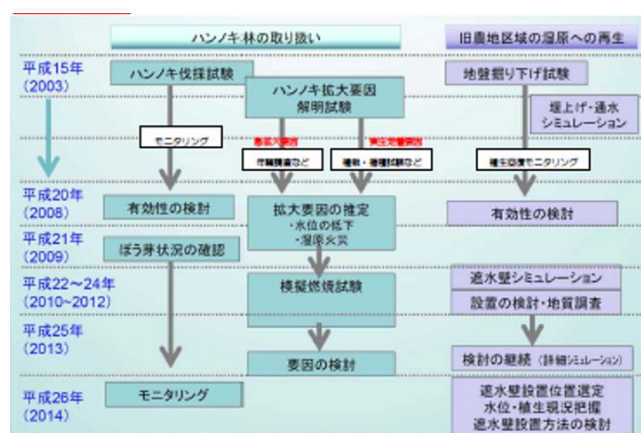


(注) 遮水壁： 地下水を通さないために地中に設置する構造物のこと。

■これまでの成果

ハンノキ林の急激な拡大については、1930年代の新釧路川の掘削に伴う築堤や旧雪裡川の流路改変による水位低下に加え、1967年の湿原火災がきっかけで一時的にハンノキの種子が育ちやすい環境になっていたことがわかりました。今後種子による更新はなく、長期的には衰退していくこと、伐採により樹勢を弱らせ、ぼう芽更新を抑えることでハンノキ林を減らせることが確認できました。今後、モニタリングを継続していきます。

旧農地区域の湿原への再生については、旧雪裡川への通水、旧雪裡川の堰上げ、地盤の掘り下げ、遮水壁の設置の4つの手法について調査や実験を重ねて検討した結果、水位の安定化と周辺環境の影響の観点から、遮水壁の設置が最も有効であることが明らかになっています。これを踏まえて、2016年に遮水壁を設置し、効果を検証していく予定です。



■より詳しい情報は

湿原再生小委員会 [検索]

■問い合わせ先

環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所
〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地 ☎0154-32-7500

■目的

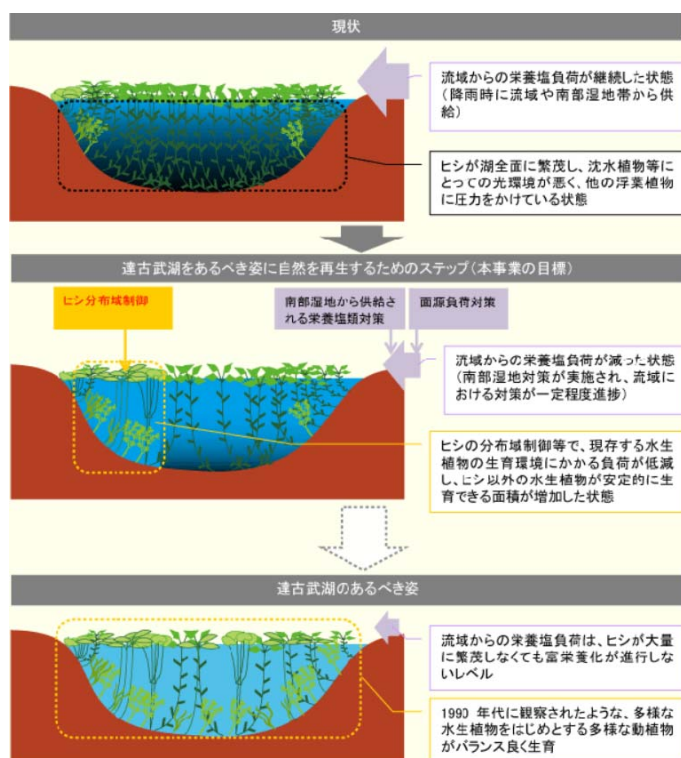
湿原東部に位置する達古武湖は、かつては水生植物の宝庫でしたが、流域からの過剰な栄養分の流入により水質が悪化し、アオコの大発生やヒシが湖面を覆うようになり、水草の種類が減ってしまいました。そこで、リンや窒素などの栄養分が湖に流入しないよう上流の発生源の土壌を取り除くとともに、増えすぎたヒシを刈り取り、ネムロコウホネやヒツジグサなどの多様な水草の生息環境を再生することを目指します。



■事業内容 ※ 右図に下図を適宜分解しを矢印・吹出等でつないで説明

- ① 南部湿地の汚濁物質の除去
湖南東部の湿地帯の高濃度の汚濁物質を含む土壌を撤去します。
- ② ヒシの分布域の制御
ネムロコウホネやヒツジグサが生育する箇所を中心にヒシを刈り取り効果を把握します。
- ③ 市民参加による自然再生
一般市民によるヒシの刈り取り作業（イベント等）を行います。
- ④ 流域全体からの流入対策
関係機関との連携による流域の農地や林地からの栄養分の流入抑制の普及啓発などを実施します。





ヒシの刈取り



刈取りを実施した箇所からヒツジグサを確認



市民参加型のイベントの開催

■これまでの成果

2012年度に作成した実施計画に基づき、2014年度に汚濁の発生源となっている南部湿地の土壌を掘削して取り除きました。

また、2013年度計 1.6ha、2014年度計 1.7ha、2015年度計 1.7ha を対象にヒシの分布制御を実施し、ヒツジグサやマツモなどの水草の増加が確認できました。

2014年度からは、カヌーでヒシの刈り取りを行う婚活イベントを実施し、大きな反響を呼んでいます。



栄養塩類を含んだ土壌の除去

■より詳しい情報は

達古武湖自然再生事業実施計画 [検索]

湿原再生小委員会 [検索]

■事業実施者

環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

〒085-8551 釧路市幸町 10 丁目 3 番地 ☎0154-32-7500

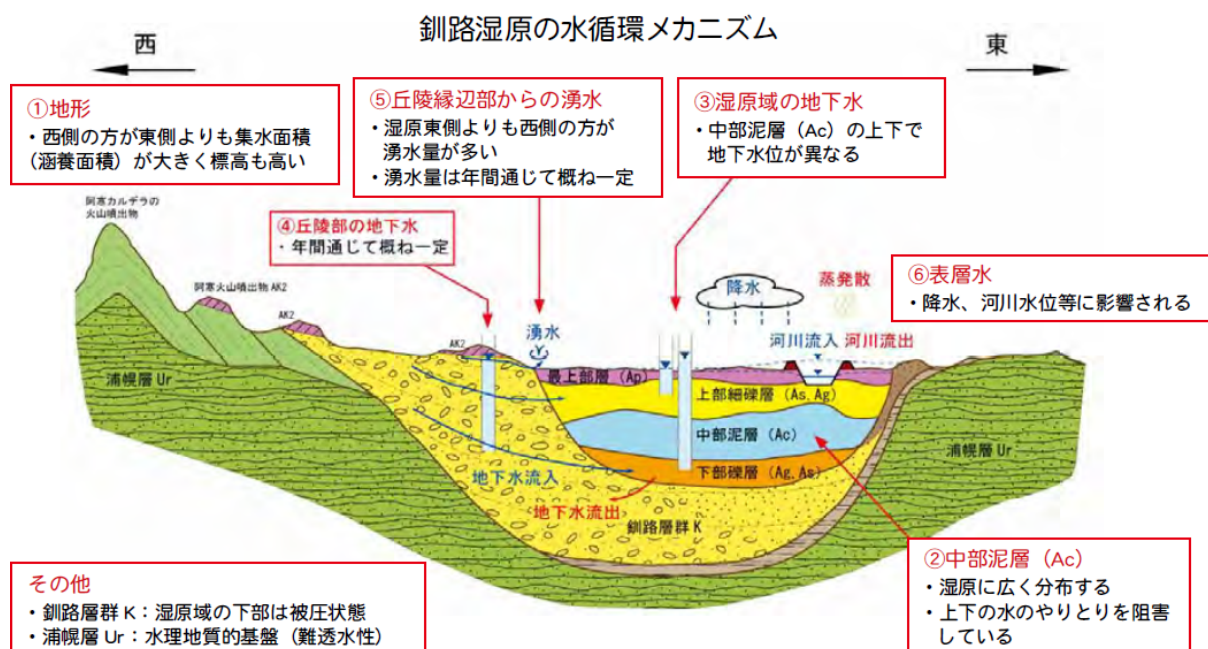
■目的

科学的な評価に基づき自然再生を進めるためには、流域の土地利用の変化や気象条件により水やそこに含まれる物質がどのように移動し、変化していくのか把握する必要があります。そこで、湿原再生のための望ましい地下水位の保全、釧路川流域の水・物質循環の仕組みの把握により湿原再生事業の手法の検討や評価を行えるようにすること、湿原や湖沼、河川に流入する水質が良好に保たれるよう栄養分や汚濁物質を抑制することを目標として、流域の複雑な水・物質循環の仕組みを解明していきます。



■事業内容

専門家の協力を得て、釧路川流域の健全な水環境の保全の検討に必要な情報を収集、整理し、釧路湿原の地質構造の把握、地下水位の数値計算（シミュレーション）、湿原域の水収支の検討を行い、水循環（水の移動）の状況を明らかにします。

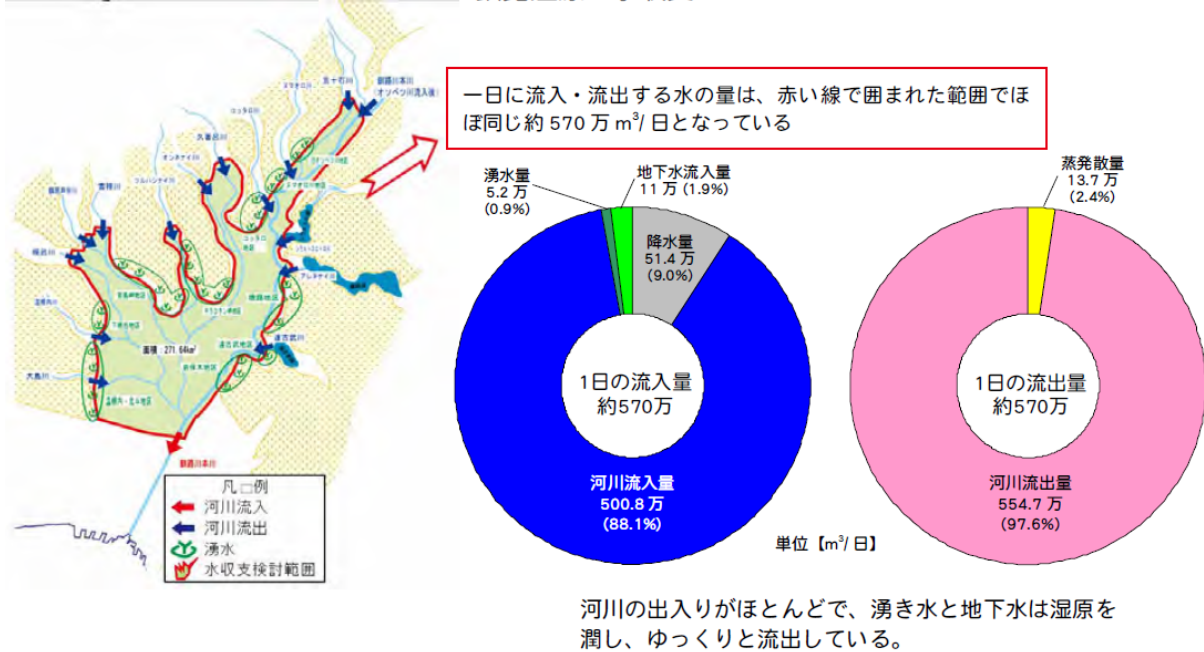


■これまでの成果

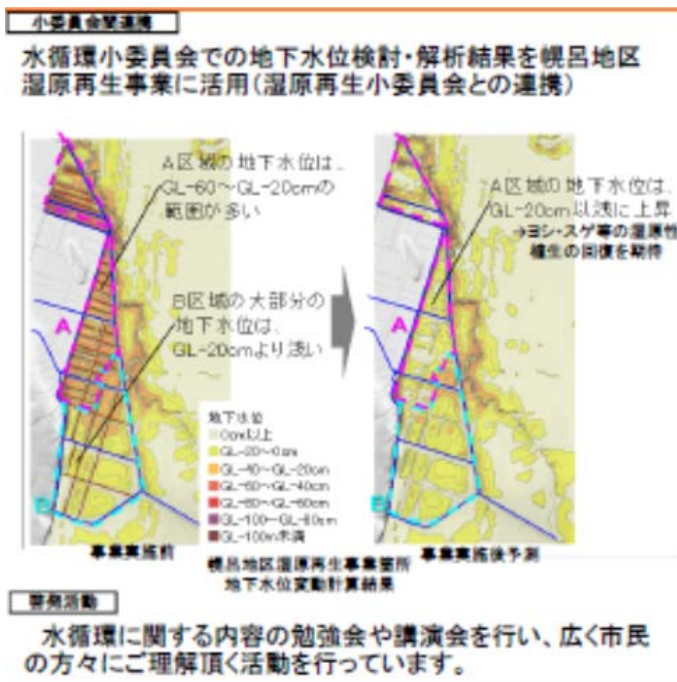
2011年度までに、地下水位観測やわき水調査の結果などにより、釧路川流域の水の出入り（水収支）を明らかにしました。また、釧路湿原の地質調査の結果、粘土層が広く分布していて、この地層を挟んだ上と下で地下水位が異なることがわかりました。これらにより、釧路川流域の水循環を計算（シミュレーション）により説明できる手法が確立し、年間の水の移動を解明することができました。これらの成果は、幌呂地区の湿原再生事業（8ページ）の地下水位の分析・検討に活用されています。

現在は、水の移動に加え、水と一緒に湿原に運ばれて植生に影響を及ぼす窒素やリンなどの栄養分の移動の調査、検討を進めています。湿原全体の物質の移動の検討は難しいため、まず久著呂川流域を対象にその解明に取り組んでいます。

釧路湿原の水収支



河川の出入りがほとんどで、湧き水と地下水は湿原を潤し、ゆっくりと流出している。



■より詳しい情報は

水循環小委員会 [検索]

■事業実施者

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部

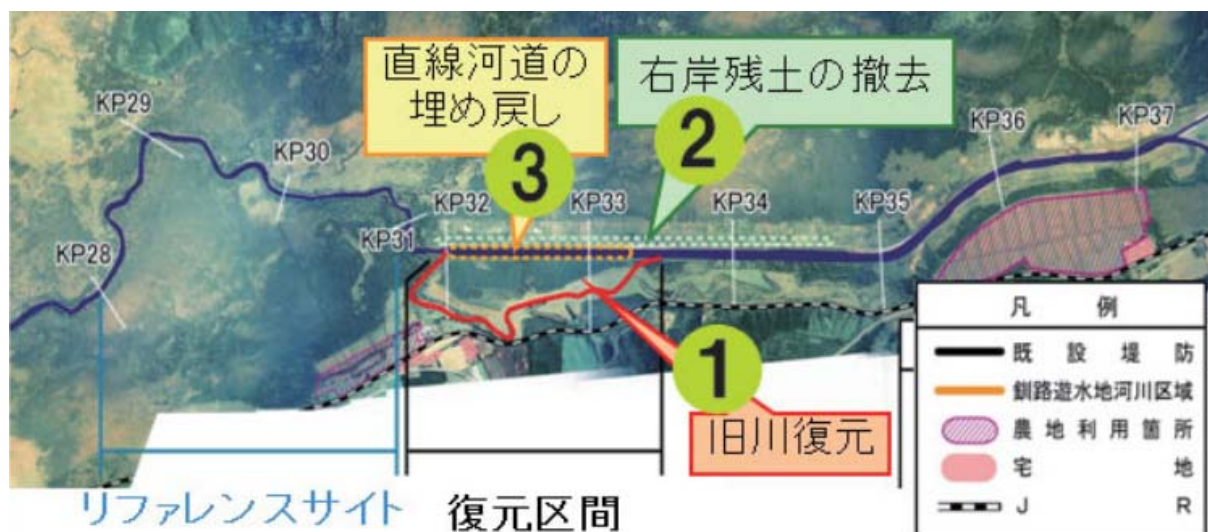
〒085-8551 釧路市幸町 10 丁目 3 番地 ☎0154-24-7250 (治水課)



■目的

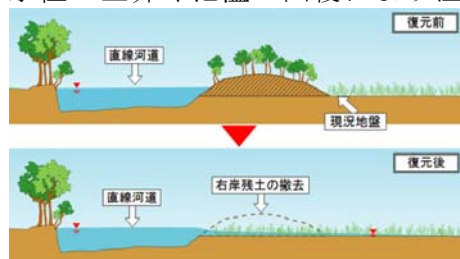
茅沼地区の鉦路川はもともと蛇行した流れでしたが、農地開発のために 1970 年代に直線化されました。その結果、河川の水位が下がって周囲の地下水位も低下し、洪水による氾濫も少なくなり、周辺の土地の乾燥化により湿原が減少して植生が変化しました。一方、流れやすくなったことで土砂も運ばれやすくなり、湿原内部への土砂の流入は増加したほか、蛇行していたときに見られた浅いところ（瀬）や深いところ（淵）が均一な川底となり、魚類などの良好な生息環境が失われました。そこで、直線化した流れを再び蛇行した川に戻し、元々の湿原の姿を回復することを目的に旧川復元事業を実施しました。

■事業内容 ※ 下図に以降の図面と文章を適宜矢印・吹出等でつないで説明



① 旧川の復元

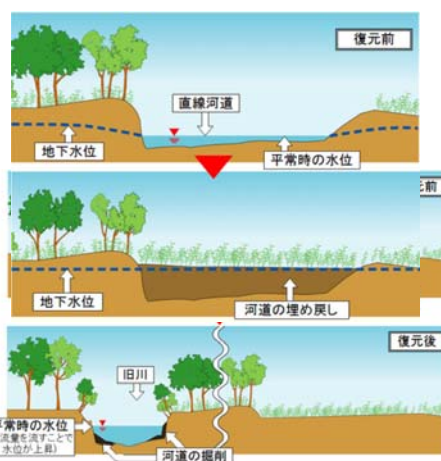
元々の蛇行した流れ（旧川約 2.4km）を復元します。水位を上げることで周辺の地下水位の上昇や氾濫の回復により湿原に戻し、魚類の生息する河川環境を回復させます。



土砂を減少させます。

② 残土の撤去

右岸に積んであった直線河道を掘ったときの残土を撤去し、洪水時に右岸側に氾濫させて湿原内部に入る



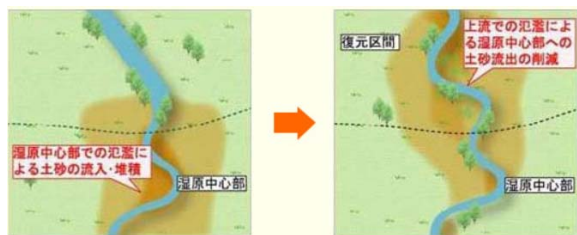
③ 直線河道の埋め戻し

流路を旧川に変えたあとの直線河道を撤去した残土で埋め戻し、地下水位を上昇させて湿原植生を回復させます。

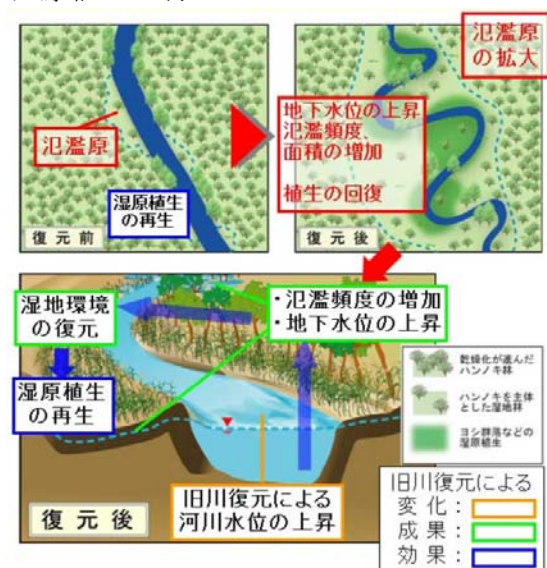
これらによりこの地域の元々の湿原景観を回復しま

す。

湿原中心部への土砂流出などの軽減



湿原植生の再生



魚類が生息する河川環境や湿原景観の復元



■これまでの成果

2007年2月に旧川の復元工事を開始し、2010年2月に直線河道から旧川に流れを切り替えました。直線河道の埋め戻しと右岸残土の撤去を含め、2011年3月には全ての工事を完了しています。その後の調査によれば、洪水時の湿原中心部への土砂の流入は軽減し、魚類は種類・個体数とも増加してイトウの生息も確認され、直線河道跡や残土撤去箇所など約30haの湿原植生の回復が確認されています。蛇行河川の湿原景観も回復し、カヌーや釣りなどの利用が増えるなど、地域の新たな観光資源としても期待されています。2015年には復元箇所を観察する木道が設置され、自然観察や環境教育の場としても活用されはじめています。この自然再生事業の効果は2010年から毎年夏と秋に市民参加の観察・調査が継続されています。（19ページ参照）



■ヌマオロ川の再生へ

協議会では、現在標茶町内を流れるヌマオロ川を旧川復元の候補地として検討しており、今後詳細な調査を実施しています。

※ ヌマオロ川の地図・写真（第21回協議会資料 p56 等）

■より詳しい情報は

茅沼地区旧川復元実施計画 [検索]

旧川復元小委員会 [検索]

■事業実施者

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部

〒085-8551 釧路市幸町 10 丁目 3 番地 ☎0154-24-7250（治水課）

■目的

釧路湿原東部 3 湖沼の 1 つ、シラルトロ沼の上流に広がる雷別地区国有林（246ha）では、2000 年に冬季の土壌凍結により樹齢約 70 年を超えるトドマツ林で立ち枯れが多数発生してササ地となっており、森の持つ水質保全や保水機能が低下しています。この地域の森林は釧路湿原の自然環境を保全するうえで極めて重要と位置しているため、ミズナラ、ハルニレ、ヤチダモなどが生えるこの地域の本来の広葉樹の森に再生していきます。



■事業内容

樹木の成長を妨げるササを除去し、その樹木の残存状況に応じて人工植栽と天然更新の 2 つの方法で森林を再生します。

①保全

稚樹や小径木（細い木）がまとまって生育していて、手をつけなくても再生が可能とみられる場所では、その木を育てます。

②天然更新

稚樹や小径木がまとまって生育しておらず、近くに母樹（種子をつける木）となる樹木がある場所では、母樹が自然に落とした種から森林にしていきます。地面に落ちた種が発芽して生長しやすいように、ササを刈り取る作業を行います。

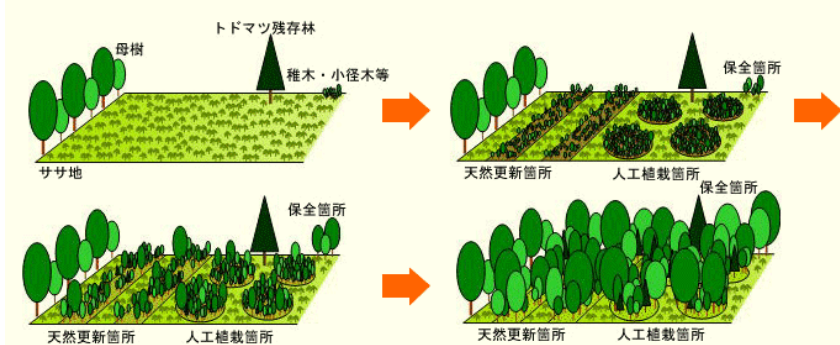
③人工植栽

稚樹や小径木がまとまって生育しておらず、近くに母樹となる樹木がない場所では、ササを除去したうえで、雷別で採取したから育てた広葉樹の苗を植え、人の手で次の世代となる樹木を育てます。

■これまでの成果

14 箇所あるササ生地のうち、これまでに 4 箇所でササをはぎ取る地表処理を実施し、ボランティアの参加を得て広葉樹の苗約 4,300 本の植樹を進めてきました。この結果、林ができるために必要な更新樹の密度（更新指数）は、目標の 1.0（樹高 30cm の苗の場合、1ha あたり 1 万本ある状態）に近い 0.7 まで到達しています。また、ササ生地のうち 3 箇所は、面積が小さく、周囲の樹木の枝の成長などにより森に戻りつつあります。今後は、これまでの事業で得られた成果を元に、残る 7 箇所で森林再生を進めていきます。

雷別での森林再生の推移イメージ





ボランティアによる広葉樹植栽



エゾシカ食害防止用シェルターの設置



3箇所を設置した防鹿柵

■雷別ドングリクラブ

雷別地区の森林再生は、種子採取、苗づくり、植樹、生育状況の調査などを市民のみなさんと一緒に進めています。こうした作業に参加したり、雷別の現場に行けなくても自宅で苗を育てるなど、市民が継続して森林再生に参加するために「雷別ドングリ倶楽部」を設立し、活動しています。

■より詳しい情報は

雷別地区自然再生事業実施計画 [\[検索\]](#)

森林再生小委員会 [\[検索\]](#)

雷別ドングリ倶楽部 [\[検索\]](#)

■事業実施者

林野庁北海道森林管理局釧路湿原森林ふれあい推進センター

〒085-0825 釧路市千歳町 6-11 ☎0154-44-0533

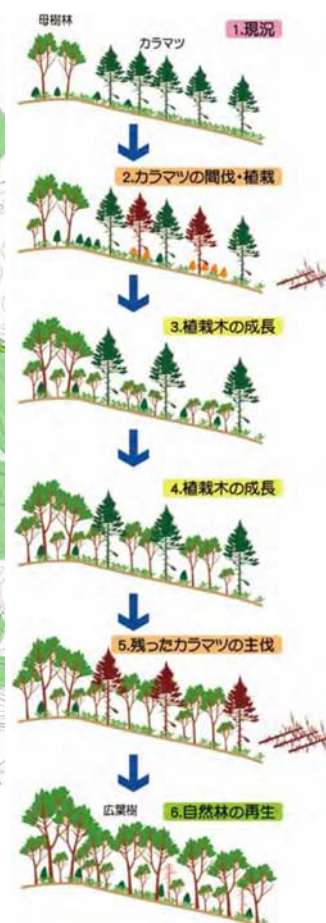
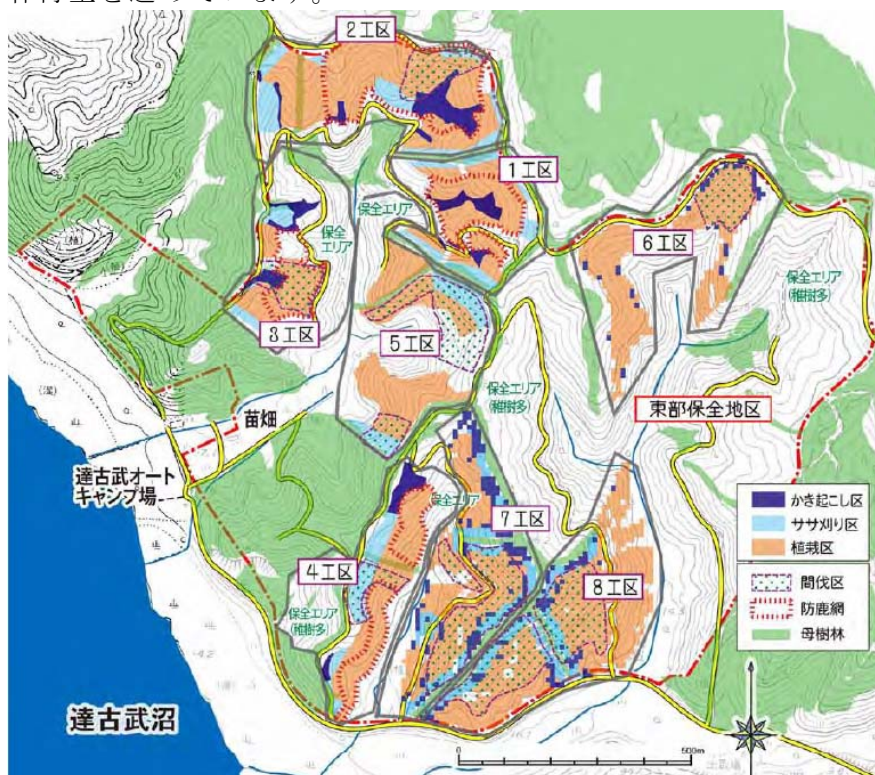
■目的

釧路湿原流域では 1960 年代以降にカラマツの単一樹種による造林が進み、達古武地域の丘陵も元々の自然林と比べて生物の住みにくい森となっています。そこで、湿原や河川とつながる丘陵部の森を、森林環境を維持しながら、この地域本来のミズナラやダケカンバなどの落葉広葉樹の豊かな自然林に戻していきます。



■事業内容 ※ 下図に以降の写真等を矢印・吹出等でつないで説明

釧路湿原東部に位置する達古武湖の北側に広がる約 90ha のカラマツ人工林を調査し、GIS(地理情報システム) による解析や各種試験結果に基づき、場所毎に最適な方法で森林再生を進めています。



① 自然林再生

自然の力を活かし、丘陵に残っている広葉樹の種子が自然散布によってカラマツ林内に定着して成長し、時間をかけて目標とする広葉樹林に再生します。そのために、稚樹の定着を妨げる地表面のササの除去（かけ起こし、ササ刈り）、地域産の種子で育てた苗の植樹、エゾシカの食害を防ぐための柵の設置、林内の日照確保のためのカラマツ間伐効果の調査などを実施しています。

② 土砂流出防止

造林用作業道から湖沼・湿原への土砂流出を防ぐために、丸太やムシロなどによる柵の設置などを行っています。

③ 環境教育

指標生物の調査や地域産種子の採取体験など、自然再生への市民参加を兼ねた体験型

環境教育を継続的に実施しています。

■これまでの成果

2015 年度末までに、ササのかき起こし約 2.42ha、ササ刈り 21.45ha、下刈り 29.09ha を実施し、天然の種子による苗の生育状況等を調査してきました。その結果、かき起こし区域では 9 種 19 本の個体が確認され、3m を超える個体もありました。また、ミズナラ、ダケカンバ、アオダモなどの地域産種子を継続的に採取して苗を育て、カラマツの間伐に合わせ自然林への樹種転換のため約 6.14ha に合計 18,338 本の植栽を実施してきました。その結果、苗木の活着は良好で、ダケカバではササ丈を超える個体も確認されています。なお、エゾシカの食害が拡大していることから防鹿柵を設置し対策を行い、一定



森林再生事業地



流域内での広葉樹種子の採取（アオダモ）



苗畑における地域産広葉樹の育成



地表処理（ササ刈り）による天然更新の促進



育成した広葉樹の植栽（アオダモとミズナラ）



森林環境の指標となる動物の調査の体験会

の効果があることも確認できています。この自然再生フィールドを活用した環境学習プログラムには、延べ 305 人が参加しています。

■より詳しい情報は

達古武地域自然再生事業実施計画 [検索]

森林再生小委員会 [検索]

■事業実施者

環境省北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

〒085-8551 釧路市幸町 10 丁目 3 番地 ☎0154-32-7500

p16～17 見開き **土砂流入対策** 川から湿原に入る土砂を減らす／久著呂川(標茶町・鶴居村)



■目的

釧路湿原周辺では、流域内の開発や河川流路のショートカットにより、川に土砂が流入しやすくなったり、流速が早まることで土砂を押し流しやすくなるとともに河床低下が進み、湿原に大量の土砂が流入するようになりました。湿原内に土砂が堆積することで、ヨシスゲ湿原だった河川周辺にハンノキ林が発達するなどの影響がでており、流域からの土砂の流出を軽減するとともに、湿原に到達する前に土砂を堆積させるなどの対策を必要としています。そこで、標茶町と鶴居村を流下して釧路湿原に達する久著呂川(流域面積 148 km²、延長 60.2km)を対象に、様々な対策を行い、久著呂川から湿原に流入する土砂を4割程度軽減します。

■事業内容 ※ 第20回協議会(2014年度)資料 p5 の地図を掲載



※ 下図に以下の図面・写真・文章を適宜矢印・吹出等でつないで説明

① 河道の安定化対策

河床低下が著しい中流部で、河床低下による土砂の流出を防ぐための工事(床止工)や、川幅を広げて流速を落とす(河道拡幅)ことで河道を安定させ、湿原に流入する細粒土砂、粗粒土砂を減らします。

② 河川沿いの土砂調整地の整備

河川沿いに土砂調整地を設け、河川を流下する土砂を堆積させ、湿原に流入する細粒土砂、粗粒土砂を減らします。

③ 排水路合流部沈砂池の設置

農業用排水路が河川に合流する手前で、川の流路に池(沈砂池)を設けて流入する土砂を堆積させ、湿原に流出していく細粒土砂を減らします。

④ 湿原流入部土砂調整地の設置

湿原に流入する直前の直線河道に、洪水時の濁った水を溢れさせる棚田状の土砂調整地（人口ケルミ）を設け、下流部まで流れてくる細粒土砂を貯めます。

⑤ 水辺林・緩衝帯の設置

河川沿いに連続した水辺林を整備・保全し、農地との間の緩衝帯として川への細粒土砂の流入を防ぎます。動植物の生息・生育環境の復元にも有効です。

⑥ 森林の再生

土砂の発生を抑えるために、流域の裸地や荒廃地などでの植林を進めていきます。

■これまでの成果

○河床低下進行の軽減

国道 274 号に架かる境橋下に約 5m の落差があり、河床低下が上流側に進みつつありましたが、落差工 3 基を河道に設置し、橋の被災や周辺農地への被害を防ぎました。また、帯工 12 基を設置し、河床に砂礫が復元したことにより河床が安定化しました。

○河床低下による土砂生産の軽減

2014 年度の調査によれば、河床低下による土砂の流出量は、対策実施前の $2,180\text{m}^3$ から 330m^3 にまで約 85% 減少しました。

○水辺環境の復元

河道の安定化対策を実施した区間では、比較的柔らかい凝灰岩が河床に露出する単調な流れから、河床に砂礫が堆積して流れや深さにも変化が生じ、魚類や水生昆虫などが生息しやすい環境に戻りつつあります。

○土砂調整地、沈砂池等の設置

排水路合流部の沈砂池が 3 箇所設置され、人工ケルミの設置も完了し、それぞれ稼働しています。2013 年 9 月出水時の調査では、 26.5ha の人工ケルミで年度などの細粒土砂を中心に 194m^3 の堆積が確認されています。

なお、沈砂池は、久著呂川に加えて標茶町南標茶地区に 7 箇所、鶴居村雪裡・幌呂地域に 5 箇所設置されており、南標茶地区では地元酪農家が共同で維持管理に当たっています（18 ページ参照）。2013 年度までの調査によれば、沈砂池は平均すると流入土砂の約 6 割を堆積させて下流への流出を防いでおり、定期的な土砂の汲み上げにより安定的に機能を発揮していることがわかっています。





■より詳しい情報は

土砂流入対策実施計画（久著呂川）〔検索〕
 土砂流入対策（沈砂池）実施計画（雪裡・幌呂地域）〔検索〕
 土砂流入対策（沈砂池）実施計画（南標茶地域）〔検索〕
 土砂流入対策小委員会〔検索〕

■事業実施者

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部
 〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地 ☎0154-24-7250（治水課）
 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部
 〒085-0006 釧路市双葉町6番10号 ☎0154-23-9183（事業室治水課）

地域で取り組む自然再生

釧路湿原周辺には、古くから続く地域・民間による自然再生の取り組みがあります。そのいくつかを紹介します。

特定非営利活動法人トラストサルン釧路

トラストサルン釧路は、湿原周辺の市民を中心に 1989 年に発足後 26 になります。広く国民（市民）からの寄付金で、行政が保護していない釧路湿原や水源周辺の丘陵地を取得し、自然保護地として保全しています。2015 年 11 月現在 24 箇所・約 425ha の保護地を管理しています。2003 年に設置した苗畑で地元産の種苗を育て、市民参加によりこれまでに約 4 万本を植樹してきたほか、湿原の状況に関する独自の調査とそれに基づく行政への提言などで数々の成果をあげています。



公益財団法人日本野鳥の会 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ

1987 年に日本野鳥の会が、長年給餌活動が続けてきた地元の伊藤良孝氏から敷地の提供を受け、タンチョウとその生息環境の保全を進めるために設置した活動拠点です。冬季の毎日の給餌活動の他、様々な保護活動、調査研究、普及活動を実施しています。これまでに湿原内に設置した保護区でハンノキ林を伐採してヨシ原を再生し、タンチョウの繁殖を成功させてきました。2008 年度からは、給餌場へのタンチョウの過度の集中を避けるためにボランティアによる自然採食地整備を進めており、2014 年度末までに整備した 15 箇所の採食地の全てをタンチョウが利用していることが確認されています。



標茶西地区農地・水保全隊

標茶町南標茶地区の釧路川及びオソベツ川流域では、国営農地防災事業（2002～08 年度）による排水路整備や暗渠による農地改良の際に、湿原への土砂流出対策として大小 7 箇所の沈砂池が設置されました。この農地や排水路の維持管理のために 2008 年に地元の農家が集まって設立し、町と連携して沈砂池に貯まる土砂の汲み上げや排水路の雑木の除去などを行っています。地元の小学生と共同で川の生きものの調査も毎年実施し、地域ぐるみで環境保全活動が実践されています。



鶴居村森林組合

鶴居村はその全域が釧路湿原の上流に位置し、その 64%は森林です。鶴居村森林組合はその約半分に相当する約 190 ㎥の民有林を管理しています。湿原の上流での森づくりにあたり、2010 年から林業先進国であるオーストリアの技術を独自に取り入れ、重機で森に入らずに伐った木をワイヤーで運び出す技術や、作業道の中央を盛り上げ雨水を両脇に逃す工法など、山を荒らさず土砂の流出を抑える合理的な手法を国内に先駆けて実践しています。



北海道標茶高等学校

標茶高校は農業を基盤に自然環境や食品製造・流通など特色ある教育で知られ、255ha の敷地内の農場や山林を生かした魅力的な授業や活動が行われています。2002 年から農業クラブの活動として「釧路湿原自然再生プロジェクト」を開始し、地元企業と共同で湿原植物による家畜糞尿や生活排水の浄化実験などを重ねて「標茶高校式水質浄化システム」開発しました。現在はその成果を生かして敷地内の小川にミニ湿原をつくって効果を調べる実験を続けています。生物調査や標本、写真による記録、生徒による地元の小学生向けの環境教育なども行っており、酪農振興と自然環境の両立に向けた地域の重要な活動となっています。



釧路国際ウェットランドセンター

釧路国際ウェットランドセンターでは、市民の手による自然再生事業の検証を行うため、2010 年から毎年夏と秋の 2 回、茅沼地区の釧路川蛇行河川復元現場で、復元後の河川とその周辺環境の変化を調査しています。

夏は蛇行復元された河川の水生生物や河畔林の植生、砂州の土砂堆積の様子を調べ、秋はカヌーで復元された河川を下りながら河川の変化や周辺の自然について調べています。この調査は、専門家の指導のもとに一般の方々が再生事業のモニタリング調査に参加できる大変貴重な体験の機会となっており、学童から高齢者までの申し込みがあり、毎回の募集定員がすぐ一杯になる人気の高い事業です。



■自然再生から地域づくりへ

■ 地域の産業と釧路湿原

釧路湿原を訪れる観光客は国立公園指定（1987年）頃から急増しました。その楽しみ方は、眺めるだけではなくエコツアー、カメラ、バードウォッチングなどの体験型の活動に広がり、ここだけの自然や景観が国内だけではなく外国人観光客も魅了しています。自然の魅力に加えて近年は避暑地としても知られるようになり、道外からの長期滞在者が増え、移住者の誘致も活発に行われています。観光客へのアンケートによれば、「釧路でしてみたいこと」の1位は「釧路川のカヌー川下り」で、以下、「ノロッコ号」、「木道散策」、「湿原や森の秘境に入るツアー」が続きます。

また、古くから湿原の周囲で営まれる農業、湿原東部の湖沼での漁業、湿原やタンチョウを名称に抱く食材や商品など、釧路湿原は地域産業とさまざまな関わっています。

このように、釧路湿原はたくさんの人々を惹きつけ、地域経済に貢献するシンボルであり、将来にわたって損なうことなく賢明に利用（「ワイズユース」といいます）していきたいものです。そこで、協議会では自然再生をととして次のような取組みを進めています。

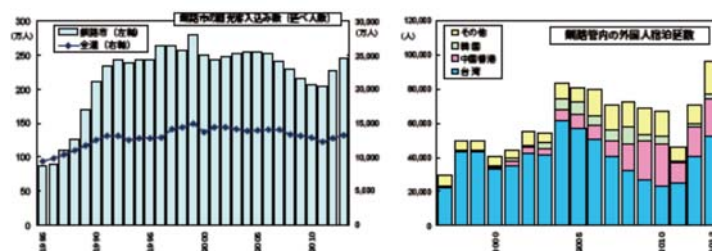


図 5-16. 釧路管内の観光客入り込み数の推移と外国人旅行客の宿泊延数

写真： 冬の鶴見台の観光客

■ 観光による湿原の賢明な利用

自然再生や地域産業に参加するエコツーリズムなど、釧路湿原を活用した新たな観光メニューづくりを進めていきます。これまで、ビジターセンターなどの施設や湿原で活動する団体が数多くの観察会やガイドツアーなどなど行ってきました。近年は自然再生の現場を訪れる見学ツアーや自然再生に参加する婚活イベントなども行われ、新たな湿原の楽しみ方が生まれています。

協議会では 2014 年に鶴居村をモデルとして湿原と人の暮らしの接点の物語と伝える目的でガイドマップを作成し、ウォーキングコースなど時間をかけて地域を楽しむ観光を提案しています。



■ 地域の産業との連携

湿原や流域の自然を生かした地場産品づくりなどを応援し、地域の農林漁業をはじめとする産業に貢献していきます。また、湿原と地域の産業のつながりについて、生産者と消費者の理解を深め、湿原保全と産業振興の両立を働きかけていきます。



■ 湿原の利用に関するガイドライン・ルールづくり

湿原を訪れる人が増えると、その繊細な自然環境に影響を与える可能性があります。残念ながら、許可が必要な場所や私有地に無断で入ったり、ごみを捨てていく心無い人がいることも事実です。そこで、湿原に人が入る影響を調べるとともに、湿原を利用するためのルールをつくり、標識やガイドブックなどで来訪者に知らせていく必要があります。

協議会ではこれまでに「釧路川保全と利用のためのカヌーガイドライン」を作成し、カヌー利用者に対して、安全やルール・マナーとともに、タンチョウなどの水鳥に対する配慮を呼びかけています。

写真： カヌーガイドラインの画像

■ 産業や暮らしにおける環境や景観への配慮

流域の河川は全て湿原に流れ込み、ごみや汚れを運びます。したがって、来訪者だけではなく日々の暮らしや仕事の中でも環境への配慮が望まれます。

また、湿原や周辺の景観は地域の財産です。この地域は国土交通省が「シーニックバイウェイ」（景観のすぐれた道路）に指定するなど、北海道を代表する景勝ルートとしても知られています。建物や看板などもこの地の美しい景色と調和したものであってほしいものです。

写真： シーニックバイウェイの看板と道路景観

■市民が参加する自然再生

自然再生は成果が出るまで数十年の期間を要すること、流域全体を視野に自然の持つ回復力を引き出しながら進めていくこと、モニタリングと評価に基づき事業を見直しながら進めることなど、以前の環境政策や公共事業にはない特徴があります。それを進めるには、湿原に関わる人たちだけではなく流域に暮らす人たちが釧路湿原のことを正しく知り、湿原に関心を寄せ、直接間接に関わっていくことが必要です。このため、協議会は当初から多くの人々の理解や参加を広げていくことを重視し、自然再生を地域・市民の理解、支持、協力のもとに進めていくための5カ年計画「釧路湿原自然再生普及行動計画」を作成し、さまざまな取組みを実践、支援してきています。



■「ワンダグリンド・プロジェクト」

釧路湿原の保全に直接間接に関わる地域の活動を協議会に登録し、情報発信や交流機会づくりなどの支援をしていく活動です。道外からの参加も含め、魅力的な活動が多種多様に展開され、湿原の自然体験や保全活動への参加機会はこの10年で確実に増えています。2015年からは「釧路湿原の応援団」としてより幅広く活動を募集しています。

(注記) 「ワンダグリンド」とは、「Wonderful」(すばらしい)、「Only one」(ひとつの)、「Green だ!」を合わせた造語で、2005年に参加者からの公募で決まった愛称です。



■自然再生の現地見学会・参加機会づくり

自然再生実施地で、湿原は今どうなっているのか、なぜ自然再生が必要なのか、どう再生するのか、成果はどこまで出ているのか、といったことを解説する見学会を開いています。また、事業の進捗を確認するモニタリング調査や、森林再生など、直接自然再生に参加する機会もあります。18～19 ページのような NPO や企業による自然再生への参加機会づくりも支援しています。



■フィールドワークショップの開催

協議会及びワンダグリンド・プロジェクト参加者を対象に、釧路湿原をより深く知るツアーを実施しています。専門家のガイドにより湿原の自然の仕組みや現状を体験的に知り、それぞれの活動の中で発信していただく目的で、夏冬それぞれ普段触れることの無い湿原の姿をご案内します。



■学校で学ぶ釧路湿原

流域のこどもたちが湿原のことを知り、楽しみ、学ぶことは、とても重要です。しかし、近くに暮らしていてもこどもたちが直接湿原に触れる機会は少なく、学校の授業などで湿原を学んだり訪れたりする機会も限られます。そこで協議会では、湿原を活用した学校教育を支援するためのワーキンググループを設置し、教員や教育の専門家とともに次のような活動をしています。

■湿原を使った授業実践例や協力先の紹介

流域には、「総合的な学習の時間」などで年間数十時間かけて湿原をテーマに学習する学校もあります。そうした授業の情報を収集しガイドブックにとりまとめるとともに、WEB サイトで提供しています。また、学校での湿原学習に協力している施設や団体をあわせて紹介し、校外学習や出前授業などを支援しています。



■教員研修

学校の先生自身が湿原のことを体験的に知り、教育に活用していけるよう、湿原の自然や湿原と関わる地域の産業の現場をフィールドとする教員研修講座を実施しています。



■教材や学習素材の提供

理科や社会などの教科学習に釧路湿原を題材として活用するために、湿原の上流から河口に至るまでの写真や動画などの素材を WEB 上で提供しています。また、釧路湿原を題材とするオリジナル教材を作成し、希望する学校に提供や貸出などを行っています。



○参考文献

- 釧路湿原自然再生全体構想(2015, 釧路湿原自然再生協議会) (a)
- 釧路湿原自然再生事業資料集(2003, 環境省) (b)
- 釧路湿原自然再生事業 (2007, 国土交通省北海道開発局) (c)
- 釧路湿原国立公園 (2012, 環境省) (d)

○奥付

発行日 2016 年●月

製作者 釧路湿原自然再生協議会

発行者 釧路湿原自然再生協議会運営事務局

■釧路湿原自然再生協議会運営事務局

北海道 釧路総合振興局

北海道 釧路建設管理部

国土交通省 北海道開発局釧路開発建設部

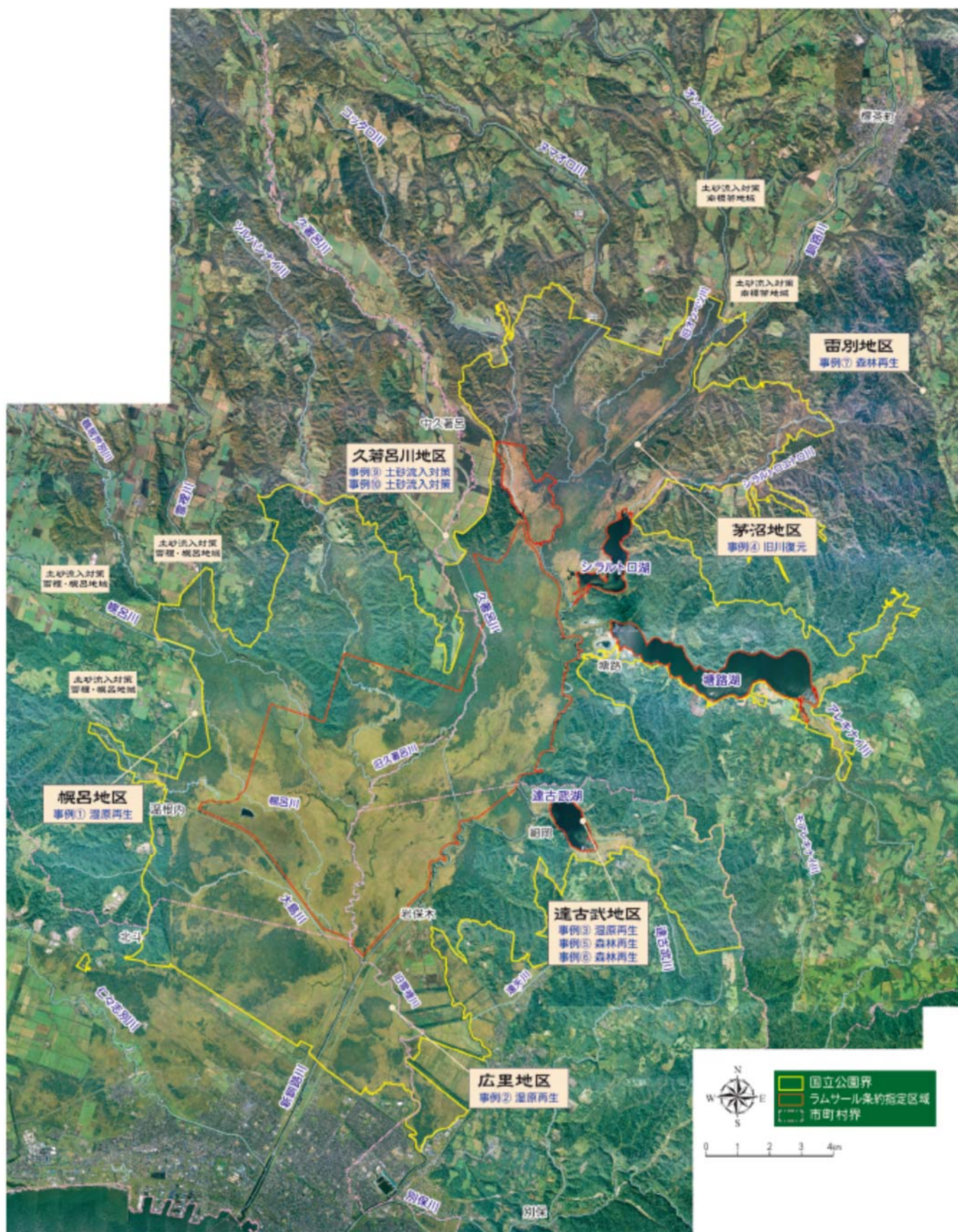
環境省 北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

林野庁 北海道森林管理局釧路湿原森林ふれあい推進センター

連絡先 環境省釧路自然環境事務所

〒085-8639 釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4 階

空中写真で見る釧路湿原と取り組みが行われている主な地区



釧路湿原自然再生基金の活用方法について（案）
～「地域の自然再生活動」への感謝状及び活動支援金の贈呈について～

2016年1月15日
釧路湿原自然再生協議会
再生普及小委員会

1. 目的

釧路湿原自然再生全体構想（以下、「全体構想」）に基づく自然再生事業開始から10年が経過したことから、協議会設置要綱第15条(1)に基づき、釧路湿原自然再生に資する地域の取組みを応援する目的で、顕著な功績を挙げた民間活動に感謝状及び活動支援金の贈呈を行う。

2. 実施主体

協議会（会長名）

3. 実施期間

2016年度

4. 対象

釧路湿原自然再生の推進にあたり顕著な功績のあった者で、今後も引き続き取組みの継続が見込まれる民間団体または個人を対象とする。

※ 間接的な普及活動ではなく、全体構想20ページに定義する自然の保全、回復、復元、修復、維持管理、創出に直接取り組む活動（湿原そのものの復元のみならず、外来種の防除や野生生物の生息・生育環境の改善等も含む）を主な対象とする。

5. 選考方法

協議会会長、会長代理、協議会運営事務局の合議により、対象者を最大8件決定する。（自薦または他薦による公募等を行わない。）

6. 贈呈方法

年度末に開催する協議会において、会長から感謝状及び活動支援金（10万円）の贈呈を行う。

7. 実施事務

事務（※）は、協議会運営事務局が務める。

※ 選考メンバーへの事前推薦依頼、選考資料（推薦事由等）作成、選考会議招集の連絡調整、選考会議開催、内示連絡、協議会資料及び報道発表資料作成・取材依頼等、感謝状作成、協議会WEBサイトへの掲載、支援金準備及び照会対応等が想定される。

＜参考＞ 基金活用に関するその他のアイデアについて

1. 自然再生に資する地域の取組みや湿原を活用した学校教育への助成事業、奨学金等

- 地域の取組みを直接支援することができる。
- ワンダグリンダ・プロジェクトと組み合わせることで新たな活動を喚起できる可能性がある。
- ▲ 公募、審査、精算等の事務負担が大きく、現在の事務局体制では難しい。
- ▲ 現在の規模では基金から事務局経費を支出すべきではない。

2. 現地見学会等の協議会の事業(バス借り上げ費用等)への充当

- 全体構想に基づく地域や市民の関心喚起や参加拡大に資する。
- ▲ 基金は官公庁による自然再生事業ではなく民間活動支援に当てるべき。

3. 地域づくり小委員会の活動への充当

- 現在事業予算を持たない地域づくり小委で具体的な事業を企画できる。
- ▲ 現段階では、まだ事業内容は白紙であり、活用できるかわからない。

4. 基金を拡充してから助成事業等を開始する

- 基金活用方策の幅は広がる。
- ▲ 寄付者の意志を受け、これ以上寝かせずに有効に活用すべき。

「再生普及推進のための連携チーム」の設置について

2015年 7月10日
釧路湿原自然再生協議会
再生普及小委員会 決定

1. 背景・経緯

- 釧路湿原自然再生協議会（以下、「協議会」）は、第21回会合（2015年3月16日）で第3期釧路湿原自然再生普及行動計画（以下、「行動計画」）を採択した。
- その際、第2期行動計画までの推進主体であった「再生普及行動計画ワーキンググループ」は第27回（2015年2月9日）を以て終了し、今後は再生普及小委員会が行動計画の推進主体となること、このために同小委員会内に新たに（仮称）「行動計画推進チーム」を設置して小委員会間連携、調整等を行うこと、必要に応じてワーキンググループ等を設置すること、が併せて了承された。
- 第25回再生普及小委員会（2015年7月10日）において、名称を「再生普及推進のための連携チーム」とすることとされた。

2. 設置目的

- 釧路湿原自然再生全体構想（2015年3月改訂）に基づき、第3期行動計画の重点分野を小委員会連携の下に進めるために、自然再生事業実施者が参画して再生普及小委員会の検討・協議事項に関する企画立案・調整等を行う。

3. 構成

- 再生普及小委員会委員長及び副委員長
- 各小委員会事務局
- 委員長の判断により必要に応じて関係者に出席を招請
- 事務局は、環境省釧路自然環境事務所（再生普及小委員会事務局）が担当する
（日常的には「再生普及行動計画オフィス」（釧路湿原野生生物保護センター内）が担当）

4. 会合開催方針

- 本チームは、主として再生普及小委員会開催に先立ち、年2回程度会合の開催を予定する。
- 必要に応じて会合を招集、または、小委員会事務局間打合せ等を実施する。
- 会合開催状況は、再生普及小委員会に報告する。

「再生普及推進のための連携チーム」の取組み課題

2015年 7月10日
釧路湿原自然再生協議会
再生普及小委員会 決定

(※については、2016年度以降の着手を予定)

1. 自然再生の普及のための効果的な情報発信(行動計画 3-2 関係)

- 再生普及小委員会で制作を予定する、釧路湿原の生態系サービスや自然再生を普及するためのツール（パンフレット、パネル等）の作成方針を検討する。
- ※ 自然再生の具体的な計画や実施状況に関する各小委員会及び協議会全体の情報発信、普及方策に関する評価を共有し改善を検討する。（協議会及び行動計画のホームページの改良等）

2. 自然再生の環境教育への活用促進(行動計画 3-2 関係)

- 各小委員会による自然再生の環境教育への活用予定、実施状況を毎年度把握し、成果と課題を共有する。
- ※ 各小委員会の自然再生の環境教育への活用の可能性や方針について共有し、協議会としての活用方策を検討する。

3. 自然再生への地域・市民の参加の促進(行動計画 3-3 関係)

- 各小委員会による自然再生への参加機会づくりや地域・市民によるモニタリング、現地見学会等の事業計画を収集（情報提供を要請）、集約・共有し、協議会としてまとめて情報発信していく。
- 各小委員会の担当分野における、地域・民間主導による自然再生または自然再生に資する活動（＝いわゆる「小さな自然再生」に相当する活動）に関する事例を収集（情報提供を要請）し、ワンダグリンダ・プロジェクトへの参加等を促していく。

4. その他

- 釧路湿原自然再生協議会基金の具体的な運営体制を検討する。
- 上記に関わらず、再生普及小委員会に対する協議会及び各小委員会のニーズを受け、対応方針等を検討する。

「湿原学習のための学校支援ワーキンググループ」の設置について

2015年 7月10日
釧路湿原自然再生協議会
再生普及小委員会 決定

1. 背景・経緯

- 釧路湿原自然再生協議会（以下、「協議会」）は、第21回会合（2015年3月16日）で第3期釧路湿原自然再生普及行動計画を採択した。
- その際、学校教育を対象とした環境教育の推進を図ってきた「環境教育ワーキンググループ」は第14回（2015年2月5日）を以て終了し、新たに（仮称）「湿原学習のための学校支援ワーキンググループ」を設置して学校教育における湿原の活用を推進していくことが併せて了承された。
- 第25回再生普及小委員会（2015年7月10日）において、名称を「湿原学習のための学校支援ワーキンググループ」とすることとされた。

2. 設置目的

- 湿原学習における学校支援を効果的に進めるために、現場教員や学校教育の専門家、教育行政機関等と一層の連携を図ることが可能な体制を構築し、総合学習や教科学習等、学校教育を通じた湿原の活用に向けて、効果的な支援方策の検討、取組みの実践を行い、その成果を踏まえて、流域の学校における普及方策を検討する。

3. 構成

- 再生普及小委員会委員長
- 学校教育行政機関、学校教員、北海道教育大学等
- 委員長の判断により必要に応じて関係者に出席を招請
- 事務局は、環境省釧路自然環境事務所（再生普及小委員会事務局）が担当する。

4. 会合開催方針

- 年2回程度（主として学校の長期休暇中）、「湿原学習のための学校支援ワーキンググループ会合」の開催を予定する。
- 必要に応じて構成員との意見交換、情報共有を図り、取組みの実践を行う。
- 会合開催状況は、再生普及小委員会に報告する。

「湿原学習のための学校支援ワーキンググループ」の取組み課題

2015年 7月10日
釧路湿原自然再生協議会
再生普及小委員会 決定

(※については、2016年度以降の着手を予定)

1. 湿原を題材とした学習素材の収集、活用の促進

- 湿原を題材とした、学校現場で活用可能な学習素材をとりまとめて情報発信を行うとともに、効果的な支援方策を検討する。
- ※ 学習素材の活用方法の例示、モデル授業の開発と実践、授業実践に必要な資材の貸出等、検討を行った支援方策のうち、着手可能なものから取組みを行い、情報発信および支援の実践を通して活用促進を図る。

2. 自然再生の学校教育への活用促進

- 自然再生事業地を学習素材としたモデル授業の検討を行う。
- ※ 学校教育で活用可能なものについて、モデル授業の開発および実践を図る。実践内容、支援メニューをとりまとめて情報発信を行い、活用の促進を図る。

3. 学校教員の関心喚起、湿原の教育的な価値の普及

- フィールドを活用した教員研修を教育委員会と連携して企画、実施するとともに、湿原に関係する各種情報、現地見学会やモニタリング等の自然再生への参加機会等の情報を教員に届ける仕組みを検討する。
- ※ 着手可能なものから、随時、情報提供を行う。

4. その他

- 上記に関わらず、教育行政機関や学校現場からのニーズ、専門家からの意見を受け、効果的な支援方策を検討する。
- ※ 着手可能なものから支援の実践を行うとともに、情報を随時とりまとめ、学校に対して支援メニューの情報提供を行う。

釧路湿原自然再生協議会設置要綱

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この自然再生協議会は、釧路湿原自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、釧路湿原及びその流域とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目 的)

第3条 釧路湿原の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業の実施計画案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第3章 構 成

(構 成)

第5条 協議会は、次に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

(1) 委 員

- ①自然再生事業を実施しようとする者
- ②地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他①の者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者
- ③関係行政機関及び関係地方公共団体

(2) オブザーバー

協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、途中参加する委員の任期は、その残任期間とする。
- 3 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。また、委員の募集は毎年行うものとする。

(委員資格の喪失)

第6条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 解 任

(辞任及び解任)

第7条 辞任しようとする者は、第12条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、協議会の合意により委員を解任することができる。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第8条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議および小委員会

(協議会の開催)

第9条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第10条に規定する小委員会での検討状況報告を求めることができる。
- 5 第5条3による委員の募集を行った場合、募集結果を協議会に報告する。

(小委員会)

第10条 協議会は、第16条に規定する細則の定めにより、小委員会を置くことができる。

- 2 協議会委員及びオブザーバーは小委員会に所属することができる
- 3 小委員会の委員長及び委員長代理は、小委員会構成委員の互選により選出する。
- 4 委員長代理は、委員長を補佐し、必要に応じ委員長の職務を代理する。
- 5 小委員会は委員長の召集により開催される。
- 6 小委員会は次の事項を協議する。
 - (1) 実施計画案の内容
 - (2) 実施計画に基づくモニタリング結果
 - (3) その他必要な事項
- 7 委員長は、小委員会の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認

める場合、小委員会に委員以外の者の出席を要請することができる。

8 小委員会は、協議概要を第9条に規定する協議会に報告する。

(公 開)

第11条 協議会及び小委員会は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 協議会及び小委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。

3 協議会及び小委員会の資料は、ホームページ等で公開する。

4 協議会及び小委員会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第12条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

2 運営事務局は釧路総合振興局、釧路開発建設部、釧路自然環境事務所、釧路湿原森林ふれあい推進センター及び協議会で承認された委員で構成し、共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

第13条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第9条に規定する協議会の議事に関する事項

(2) 第11条に規定する協議会の議事要旨の作成及び公開に関する事項

(3) その他協議会が付託する事項

第7章 補 則

(寄付金)

第14条 協議会は釧路湿原自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。

(基金の設置)

第15条 協議会は、次の各号に掲げる目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために基金を設けることができる。

(1) 釧路湿原自然再生の推進のため

(2) 協議会及び第10条に規定する小委員会の運営事務局の維持のため

(細則)

第16条 この要綱に規定することの他、協議会の運営及び基金の運用に関して必要な事項は、第9条に規定する協議会の同意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第17条 この要綱は、第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会に出席した委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この要綱は、平成15年11月15日から施行する。

平成16年7月27日 一部改正

平成17年10月11日 一部改正

平成19年7月30日 一部改正

平成22年12月14日 一部改正

平成25年2月19日 一部改正

平成26年2月10日 一部改正

釧路湿原自然再生協議会基金運用細則

第1章 基 金

(予 算)

第1条 協議会は、釧路湿原自然再生推進のための寄付金及びその利息を基金とすることができる。

2 基金は次年度に繰り越すことができる。

(運用状況の報告)

第2条 会長は、基金の運用について、基金の額及び年度末における現在高を示す当該年度の基金の運用状況、次年度の使用計画を整理し、協議会に報告し承認を受けなければならない。

2 基金の運用に関する事務は、協議会運営事務局が行う。

第2章 決 算

(現金出納簿)

第3条 会長は、収入及び支出について、これを現金出納簿に整理しなければならない。

(決算説明資料の提出)

第4条 会長は、会計年度終了後2ヶ月以内に、次の各号に掲げる歳入歳出決算説明資料を監事に提出し監査を受けなければならない。

(1)決算報告書

(2)現金出納簿

(3)その他必要な書類

2 会長は、歳入歳出決算について協議会に報告しなければならない。

3 歳入歳出決算に関する事務は、協議会運営事務局が行う。

第3章 監 事

(監事)

第5条 監事は2名とする。

2 監事は、協議会での委員の互選によりこれを定める。

第4章 補 則

(細則改正)

第6条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附 則

この細則は、平成25年2月19日から施行する。